板木市 人権施策推進プラン第3期計画 (2024~2028年度)

人権尊重の社会をめざして こころ和み、みんな笑顔のあったか*とちぎ"~



2024 (令和6) 年3月

目 次

第1章		
1	- 計画策定の背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4	計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第2章	市民意識の現状	
1	人権問題に関する市民意識調査(令和4年9月)の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	栃木市人権施策推進プラン第2期計画の進捗状況(令和元~4年度)・・・・・・・	22
第3章		
1	男女の人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	子どもの人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	高齢者の人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4	障がいのある人の人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5	部落差別(同和問題)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6	外国人の人権 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
7	インターネットによる人権問題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
8	多様な性にかかわる人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
9	働く人の人権	
10	災害に伴う人権問題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
11	感染症にかかわる人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
12	犯罪被害者とその家族の人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
13	刑を終えて出所した人の人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
14	ホームレス等生活困窮者にかかわる人権 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
15	アイヌの人々の人権 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
16	北朝鮮による拉致問題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
17	その他の人権問題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
第4章	計画の推進	
1	計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	人権に関係する特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4	. 計画のフォローアップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
資料編		
1	用語解説 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	栃木市自治基本条例 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
3	栃木市人権施策推進審議会条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	91
4	世界人権宣言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5	日本国憲法(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	95
7	栃木県人権尊重の社会づくり条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	96

はじめに

昨年12月に75周年を迎えた世界人権宣言では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」「すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。」とうたっています。

しかし、国際社会においては、令和4(2022)年のロシアのウクライナ侵攻、令和5(2023)年のイスラエルにおける紛争など、子どもたちをも巻き込み、数多くの尊い人命が奪われ、平和と人権が著しく脅かされている状況です。



また、我が国におきましても、令和6(2024)年1月1日に発生した能登半島地震により、 多くの人命が失われ、避難生活も長期化する中、生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求 する権利が脅かされています。

人権は、私たちが社会生活において幸福な生活を営むために必要な、人間として生まれながらに持っている固有の権利であり、紛争や災害時においても、生活のあらゆる場面において優先されるべきものであります。

本市では、平成27(2015)年に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」における「誰一人取り残さない」理念を尊重し、「栃木市人権施策推進プラン第2期計画」に基づきまして、市民一人ひとりがお互いを認め合い、それぞれの夢をかなえることのできる人権尊重の栃木市であるため、意識啓発に関する各種施策の推進に取り組んできたところであります。

今後におきましても、お互いの人権を尊重しあい「みんなの笑顔あふれる栃木市」を実現するためには、一人ひとりが日々の生活の中で人権尊重の理念を正しく理解し、実践していくことが重要であります。今回策定した「栃木市人権施策推進プラン第3期計画」に基づいて、人権尊重意識がさらに高まりますよう人権施策を着実に実施してまいりますので、市民の皆様におかれましても、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました栃木市人権施策推進審議会委員の 皆様をはじめ、計画策定にご協力いただきました関係者の皆様に心から御礼申し上げます。

令和6(2024)年3月

栃木市長 大川 秀子



「ぼくのともだち」 栃木市立栃木第三小学校 1 年 **大豆生田** 響 さん



「えがおの花がさいたよ」 栃木市立国府南小学校2年 馬瀬 大地 さん

令和5年度こどもの人権絵画コンテスト作品(**優秀賞**) (主催 宇都宮地方法務局・栃木県人権擁護委員連合会)

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 国際社会及び国の動き

国連は、昭和 23(1948) 年、「世界人権宣言*」において、「基本的人権の承認は、世界における自由、正義及び平和の基礎であり、理性と良心によってささえられる。」ことを明らかにし、人権委員会*を中心に、「人種差別撤廃条約」をはじめ、多くの人権に関する国際条約を採択するとともに、国際社会に共通の取組を求め、その定着化に努めてきました。

国連は、近年の地球温暖化による異常気象、豪雨、洪水、干ばつが地球規模で発生し、多くの生命や財産が失われている状況から、平成27(2015)年9月に「持続可能な開発目標(SDGs)」を採択しました。この中では、人や国の不平等の是正といった人権に大きく関わるものを含めた17の目標と169のターゲットを令和12(2030)年までに達成し、平和に暮らせる持続可能な世界、「誰一人取り残さない」社会を目指しています。

我が国では、昭和 22(1947) 年に施行された基本的人権の尊重を柱の1つとする日本国憲法のもと、人権に関する法律の制定や諸制度の整備、人権に関する諸条約の批准など、国際的な潮流を踏まえた人権に関する諸施策の推進を図ってきました。平成 12(2000) 年の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律*(以下、「人権教育・啓発推進法」という。)」施行を受けて、平成 14(2002) 年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が制定され、国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会を提供し、効果的な手法により、総合的かつ効果的な推進を図ることとしました。さらに、平成 23(2011) 年の閣議決定を受け、北朝鮮当局による拉致問題等についての取組を加えました。

平成25 (2013) 年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (以下、「障害者差別解消法*」という。)」が制定され、平成28 (2016) 年に施行、同年、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (以下、「ヘイトスピーチ*解消法」という。)」、「部落差別の解消の推進に関する法律 (以下、「部落差別解消推進法」という。)」が施行されました。

しかし、その一方で、令和2(2020)年に始まった新型コロナウイルス感染症の流行は、人と人との交流する機会を制限し、私たちの社会生活を一変させただけでなく、感染した方やそのご家族・関係者、医療従事者の方々に対する差別や偏見、SNS*上での誹謗中傷などが多数見られました。

さらに、令和 4(2022)年2月に始まったロシアのウクライナ侵攻など、世界各地において紛争が 勃発する中、令和 5(2023)年5月には、広島で G7 サミットが開催され、核兵器のない世界の実 現、平和を追求する人々への支援等が再確認されました。

(2) 栃木県の動き

栃木県では、平成 13(2001) 年3月に県民一人ひとりの基本的人権を尊重し、明るく幸せな社会 づくりを目指す「栃木県人権教育・啓発推進行動計画」を策定しました。この計画は、人権教育・啓 発推進法の規定に基づく県計画として、また「栃木県総合計画(とちぎ 21 世紀プラン)」の部門計画 と位置づけています。

平成15(2003)年に「栃木県人権尊重の社会づくり条例」を制定し、すべての県民の人権が尊重され、人権の共存が図られる人権尊重の社会づくりにたゆまぬ努力を傾けていくこととしました。この条例では、人権尊重の社会づくりに関する基本理念や県及び県民の責務を明らかにするとともに、人権施策の推進に当たって、県としての人権施策の基本方針を定めることとしており、その実現に向けて、平成17(2005)年3月に「栃木県人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」を策定し、平成18(2006)年3月に、この基本方針の規定に基づき、「人権教育及び人権啓発」並びに「相談・支援」に関する基本的な取組の方向を明らかにした「栃木県人権施策推進基本計画」を策定しました。

平成 28(2016) 年には、「栃木県人権施策推進基本計画(改訂版)」を引き継ぎ、その成果と課題を踏まえた「栃木県人権施策推進基本計画(2016~2025)」を策定しました。そこでは、複雑・多様化する人権問題に対応し、不当な差別や虐待などの人権侵害が行われることなく、一人ひとりの人権が尊重される平和で豊かな社会を実現することを目指しています。

さらに、令和3(2021)年9月に、令和2(2020)年度に実施した「人権に関する県民意識調査」の結果を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に関連した人権問題」及び「働く人の人権問題」を追加した「栃木県人権施策推進基本計画(2016~2025)増補版」を策定し、人権施策の推進を図っています。

2 計画策定の趣旨

本市は、平成22(2010)年3月29日に当時の栃木市・大平町・藤岡町・都賀町の1市3町が 合併し、翌年10月に西方町、平成26(2014)年4月に岩舟町と合併し、現在に至っています。

新たな市として、平成24(2012)年に市自治の最高規範である「栃木市自治基本条例」を制定し、その基本原則の第1番目に「人権尊重の原則」を掲げ、人権尊重の社会づくりを目指すこととしました。これを受けて、平成26(2014)年3月に総合的な人権施策に関する5年間の計画として、「栃木市人権施策推進プラン」を策定しました。

その後、平成31(2019)年3月に前期プランを引継ぎまして「栃木市人権施策推進プラン第2期計画」を策定しました。さらに、この計画が、令和5(2023)年度末をもって推進期間を終了することから、その成果及び令和4(2022)年に実施した「栃木市人権問題に関する市民意識調査」(以下、「市民意識調査」という。)における現状と課題を踏まえまして「栃木市人権施策推進プラン第3期計画」を策定するものです。この計画の推進にあたっては、人権施策に対する諮問機関としての「栃木市人権施策推進審議会*」、庁内組織としての「栃木市人権施策推進本部*」において、毎年進捗管理を行い、私たちをとりまく社会情勢の変化に柔軟に対応していくこととしています。



3 計画の基本的な考え方

(1)計画の基本理念

人権とは、誰もが生まれながらにして持っている「人間らしく、自分らしく生きる」ための権利です。 自分も自分以外の人も、すべての人が幸せに暮らしていくためには、自分の権利と同じように、他の 人の権利を認めて、尊重し合うことが大切です。

栃木市では、次の基本理念と3つの目指す姿を掲げて、すべての人の人権が尊重され、誰もが自 分らしく生きることができる社会の実現を目指します。

〈基本理念〉

『こころ知む、むんな笑顔のあったかのとちぎり』

〈目指す姿〉



市民一人ひとりがお互いを認め合い、

個性と能力を十分に発揮することができる栃木市

人と人が支え合い、

心豊かに暮らすことができる栃木市

多様性が尊重され、

だれもが自分らしく生きることができる栃木市

(2) 施策の体系

基本理念の実現のため、人権に対する分野別施策を推進していきます。

分 野	施策の方向
1.男女の人権	①人権尊重とジェンダー*平等の教育・啓発の推進
	②女性活躍と多様な生き方への支援
	③性と生(命)の尊重
2. 子どもの人権	①子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進
	②いじめや不登校等の問題に対する取組
	③児童虐待防止対策の充実
	④健やかな成長への取組
3. 高齢者の人権	①高齢者の人権を尊重する教育・啓発の推進
	②高齢者の尊厳の確保
	③高齢者の自立支援と生きがいづくりの推進
4. 障がいのある人の人権	①障がい特性及び障がい者に対する理解の促進
	②障がい者の人権の尊重と権利擁護の推進
	③就労支援と社会参加の促進
5. 部落差別(同和問題)	①偏見や忌避意識の解消のための教育・啓発の推進
	②相談・支援体制の充実
6. 外国人の人権	①多文化共生意識を育む教育・啓発の推進
	②外国人への支援
7.インターネットによる人権問題	①インターネットの適正な利用に関する教育・啓発
	の推進
8. 多様な性にかかわる人権	①人権意識の推進と支援
9.働く人の人権	①職場における人権意識の推進と支援
10. 災害に伴う人権問題	①人権尊重の視点に立った災害対応の推進
1.感染症にかかわる人権問題	①正しい理解と人権意識啓発の推進
12.犯罪被害者とその家族の人権	①人権意識啓発の推進と支援
3.刑を終えて出所した人の人権	①人権意識啓発の推進と支援
14.ホームレス*等生活困窮者にかかわ	①人権意識啓発の推進と支援
る人権	○八正○明白元v1正年 C 又 J及
15.アイヌの人々の人権	①人権意識啓発の推進
16.北朝鮮による拉致問題	①人権意識啓発の推進

4 計画の性格

- ●本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律*」第5条に基づく計画です。 日本国憲法に定める基本的人権の考え方や、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び県の「栃木県人権施策推進基本計画」を踏まえて策定するものです。
- ●本計画は、「栃木市自治基本条例」や「栃木市民憲章」の人権尊重の原則を踏まえるとともに、「栃木市総合計画」の分野別計画として整合性を図り、本市の人権教育・啓発の基本方針と施策の基本的な考え方を定め、人権尊重の社会を具現化するための計画です。
- ●本計画は、市民意識調査、パブリックコメント*及び 栃木市人権施策推進審議会*の諮問により、 広く市民等に意見を聴取し策定するものです。

【計画の位置づけ】 _____ 【国】

人権教育・啓発に関する基本計画



【栃木県】 栃木県人権施策推進 基本計画

栃木市総合計画



上位計画として整合性

栃木市人権施策推進プラン



整合・連携

【市の関連計画】

- ・とちぎ市男女共同参画プラン
- , 栃木市教育計画
- →栃木市子ども・子育て支援事業計画
- ▶栃木市地域福祉計画
- ·栃木市高齢者保健福祉計画 · 介護保険事業計画
- · 栃木市健康増進計画
- ・栃木市障がい者福祉計画
- , 栃木市地域防災計画
- ▶栃木市都市計画マスタープラン 等

【国連】



■ SDGs の17の目標

目標1(貧困)	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ。
目標2(飢餓)	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3(保健)	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。
目標4(教育)	すべての人々に包括的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
目標5(ジェンダー*)	男女の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント*を図る。
目標6(水・衛生)	すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する。
目標7(エネルギー)	手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。
目標8(成長・雇用)	すべての人々のための包括的かつ持続可能な経済成長と雇用・働きがいのある人間らしい仕事を推進する。
目標9(イノベーション*)	強靭なインフラ*を整備し、持続可能な産業を推進するとともに、イノベーション*の拡大を図る。
目標10(不平等)	国内及び国家間の不平等を是正する。
目標11(都市)	都市を包括的、安全、強靭かつ持続可能にする。
目標12(生産・消費)	持続可能な消費と生産のパターンを確保する。
目標13(気候変動)	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。
目標14(海洋資源)	海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標15(陸上資源)	森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、並びに生物多様性損失の阻止を図る。
目標16(平和)	公正、平和かつ包括的な社会を推進する。
目標17(実施手段)	持続可能な開発に向けて <mark>グローバル・パートナーシップ*</mark> を活性化する。

5 計画の期間

本計画は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間を計画期間とし、栃木市総合計画のもと、国・県の動向、社会情勢の変化や環境の変化及び施策の進捗状況に応じ、見直しを行います。

		令和										
年度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
~	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
		木市総合 2013~20		>			第2		市総合言 ~2032) ———	+画		
垢												
栃木市												
	栃木市人権施策推進プラン 第 2 期計画 (2019~2023)				計画							
栃木県人権施策推進基本計画			<u>- 40 = 1 = </u>									
栃木県		1000		5 ~ 2025)		· 			,	欠期計画	当	





「みんな友達」 栃木市立栃木中央小学校 6 年 石崎 結衣 さん

栃木県教育委員会教育長賞



きせつのこころ「はる」 栃木市立吹上小学校 1 年 福田 芽生 さん

「みんななかよしのこころ」 栃木市立静和小学校1年 佐瀬 佳菜 さん

栃木県共同募金会会長賞

下野新聞社賞

令和5年度こどもの人権絵画コンテスト作品 (主催 宇都宮地方法務局・栃木県人権擁護委員連合会)

第2章 市民意識の現状

1 人権問題に関する市民意識調査(令和4年9月)の結果

※P2Iにこの報告書の見方を記載しています。

1) 人権全般について

日本国憲法で、基本的人権の尊重は三大原則の一つであり、自由権や社会権、法の下の平等などの基本的人権を、国民の権利として保障しています。

自由権には精神の自由、経済の自由、人身の自由などがあり、社会権には生存権や教育を受ける権利、勤労の権利などがあります。

●自分の人権

問1 あなたは、この5年間に、ご自分の人権を侵害されたと思ったことがありますか?

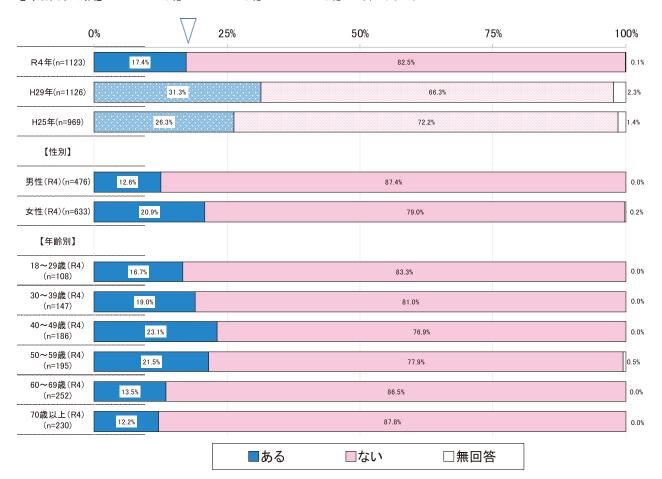
(該当する数字を記入 ひとつ)

「ある」は2割弱(17.4%)、「ない」は8割。

【時系列比較】※前回は、「今までに」、今回は「この5年間に」としたので、参考とする。

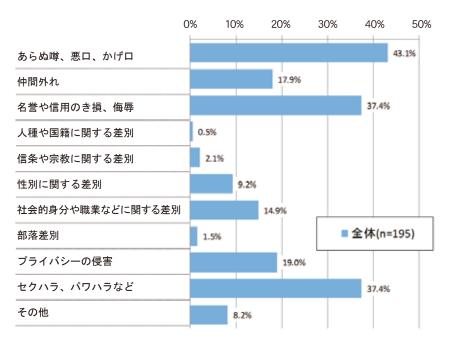
【性別比較】「ある」では、女性が8.3 ポイント高い。

【年齢別比較】「40~49歳」「50~59歳」「30~39歳」の順に高い。



問1-3 それは、どのような内容でしたか? (該当する数字を記入 いくつでも)

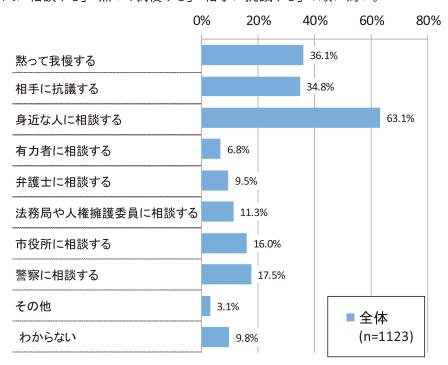
「あらぬ噂、悪口、かげ口」「名誉や信用のき損、侮辱」「セクハラ*、パワハラ*など」が高い。



●人権侵害への対応

問2 あなたが、ご自分の人権を侵害された場合、どのような対応をしましたか? または、しますか? (該当する数字を記入 いくつでも)

「身近な人に相談する」「黙って我慢する」「相手に抗議する」の順に高い。



●日ごろの人権意識

問3 あなたは、日ごろ、他人の立場を尊重することなど、人権を意識して生活していますか? (該当する数字を記入 ひとつ)

「いつも意識している」 「ときどき意識している」は、8割弱 (78.5%) である。

【時系列比較】

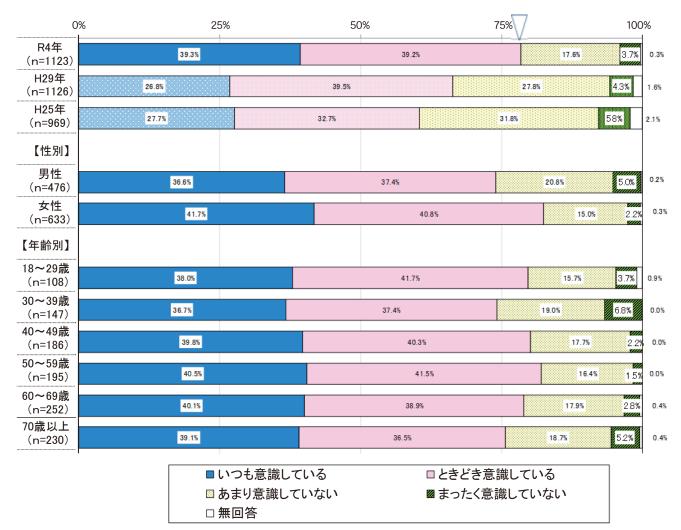
「いつも意識している」「ときどき意識している」(78.5%)は、H29年調査(66.3%)より | 2.2 ポイント高い。 H25年調査(60.4%)より | 8.1 ポイント高い。

【性別比較】

「いつも意識している」「ときどき意識している」 (男性 74.0%、女性 82.5%) は、女性が 8.5 ポイント高い。

【年齢別比較】

「いつも意識している」「ときどき意識している」は、「30~39歳」「70歳以上」が低い。



●他人の人権

問4 あなたは、この5年間に、他人の人権を侵害したことがあると思いますか?

(該当する数字を記入 ひとつ)

「ないと思う」は約7割、「自分は気づかないが、あるかもしれない」は3割弱である。

「あると思う」は、1.9%である。

【時系列比較】

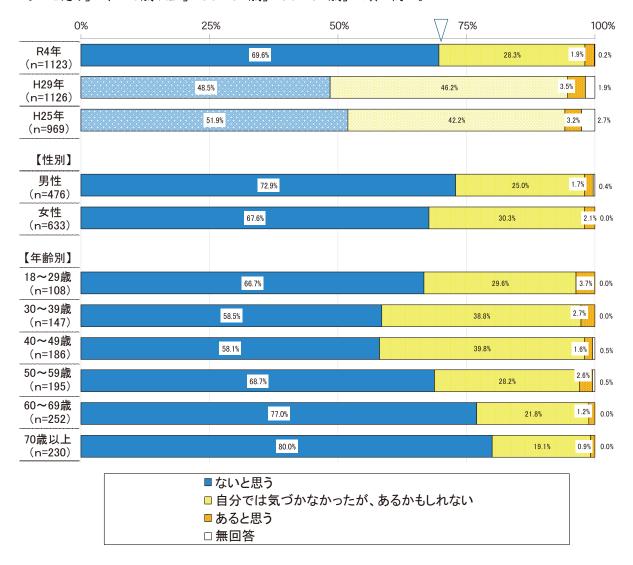
※前回は、「今までに」、今回は「この5年間に」としたので、参考とする。

【性別比較】

「ないと思う」は、男性が 5.3 ポイント高い。

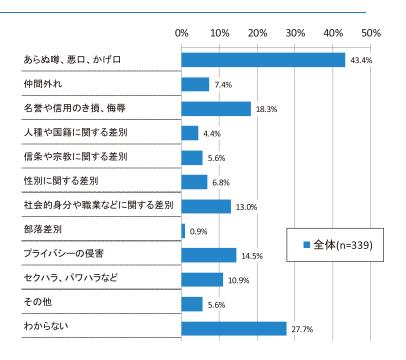
【年齡別比較】

「ないと思う」は、「70歳以上」「60~69歳」「50~59歳」の順に高い。



問4-3 それは、どのような内容でしたか? (該当する数字を記入 いくつでも)

「あらぬ噂、悪口、かげ口」が4割強 (43.4%)、「名誉や信用のき損、侮 辱」が2割弱(18.3%)で高い。



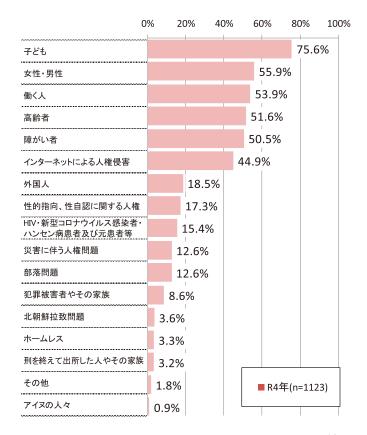
2) さまざまな人権問題について

●取り組むべき人権課題

問5 栃木市が取り組むべき人権課題として重要と思われるものを5つお選びください。

(該当する数字を記入 5つ)

また、その理由もお書きください。



「子ども」「女性・男性」「働く人」「高 齢者」「障がい者」の順に高い。

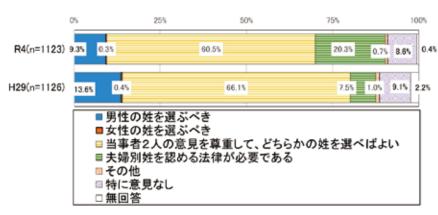
※降順

●婚姻後の姓

問6 婚姻後の姓についてどう考えていますか?(該当する数字を記入 ひとつ)

【時系列比較】

「男性の姓を選ぶべき」が4.3ポイント、「当事者2人の意見を尊重して、どちらかの姓を選べばよい」が5.6ポイント減り、「夫婦別姓を認める法律が必要である(選択的夫婦別姓制度を含む)」が、12.8ポイント増えている。



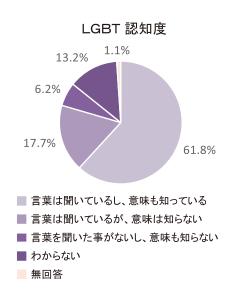
●性的指向*や性自認*に関する認知

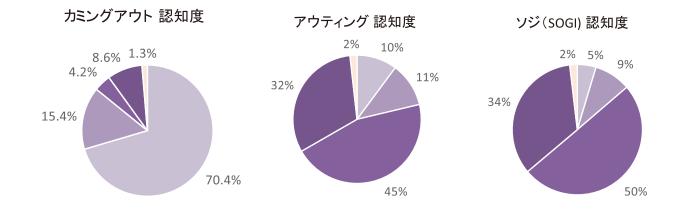
問7 あなたは、性的マイノリティ*に関する次の言葉について聞いたことがありますか。

また、それぞれの言葉の意味を知っていますか。 (該当する数字を記入 ひとつ)

「LGBT*」「カミングアウト*」では、「言葉は聞いている し、意味も知っている」が6割以上である。

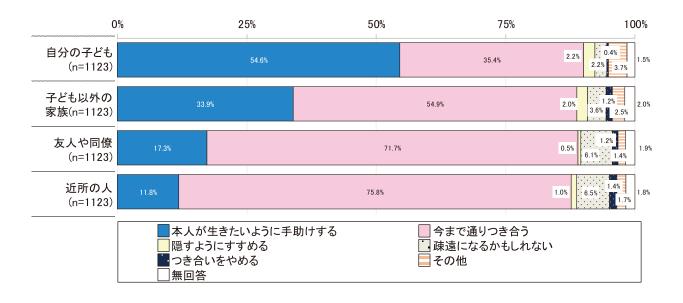
「アウティング*」「ソジ(SOGI)*」では、「言葉を聞いた事がないし、意味も知らない」が約5割である。





問8 もし身近な人 (家族、友人等) から性的マイノリティ* (LGBT*等の性的指向*や性自認*における少数者) であると告白されたらどうしますか? (該当する数字を記入 ひとつ)

「本人が生きたいように手助けする」は、「自分の子ども」「子ども以外の家族」「友人や同僚」「近 所の人」の順に減少し、「今まで通りつき合う」は、逆に増加する。





●部落差別の認知

問9 あなたは、日本社会に「被差別部落」などと呼ばれ、差別を受けている地区があること、あるいは 「部落問題」「部落差別」「同和問題」と言われることがあるのを知っていますか?

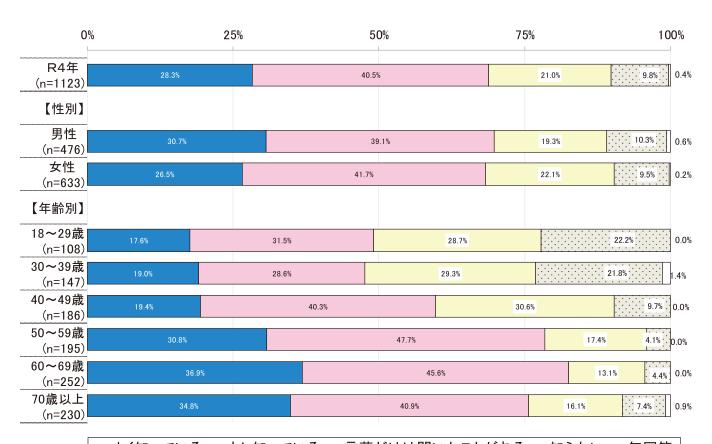
(該当する数字を記入 ひとつ)

【性別比較】

「よく知っている」について、男性が4.2 ポイント高いが、大差はない。

【年齢別比較】

「よく知っている、少し知っている、言葉だけは聞いたことがある」では、「50~59歳」(95.9%)、「60~69歳」(95.6%)、「70歳以上」(91.8%)、「40~49歳」(90.3%)で9割を超えている。「18~29歳」「30~39歳」では、8割弱(77.8%、76.9%)である。



■よく知っている □少し知っている □言葉だけは聞いたことがある □知らない □無回答

●部落差別認知のきっかけ

問9で「1.よく知っている」「2.少し知っている」「3.言葉だけは聞いたことがある」と答えた方

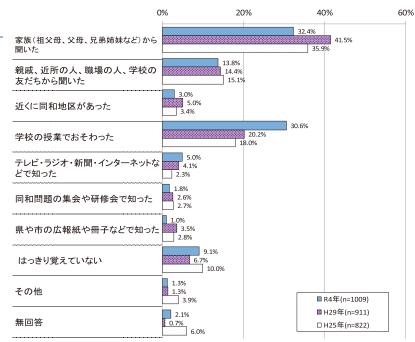
問9-3 あなたがはじめて部落差別(同和問題)の言葉を聞いた知ったきっかけは何からでしたか?

(該当する数字を記入 ひとつ)

た」が3割を超えている。

【時系列比較】

H25 年、H29 年とも、「家族(祖父母、父母、兄弟姉妹など)から聞いた」が高かったが、R4年では、「学校でおそわった」がそれぞれ | 2.6ポイント、10.4 ポイント増えている。



●被差別部落に対する抵抗感(近所の人)

問9で「1.よく知っている」「2.少し知っている」と答えた方

問10 あなたは、近所の人が、被差別部落(同和地区)の出身者であるか否か気になりますか?

(該当する数字を記入 ひとつ)

【時系列比較】

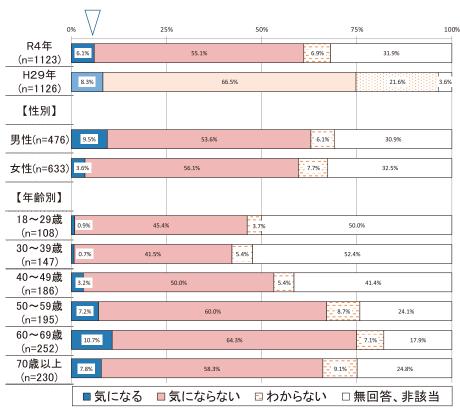
※H25年、H29年は、全員対象としたため、R4年(n=回答者総数)とした。

【性別比較】

「気になる」は、男性が5.9ポイント高い。

【年齢別比較】

「気になる」は、「60~69歳」 が高い。



●被差別部落に対する抵抗感(交際相手や結婚相手)

問9で「1.よく知っている」「2.少し知っている」と答えた方

問10-2 仮に、あなたに交際相手や結婚相手がいるとして、被差別部落(同和地区)の出身者である

か否か気になりますか? (該当する数字を記入 ひ とつ)

【時系列比較】

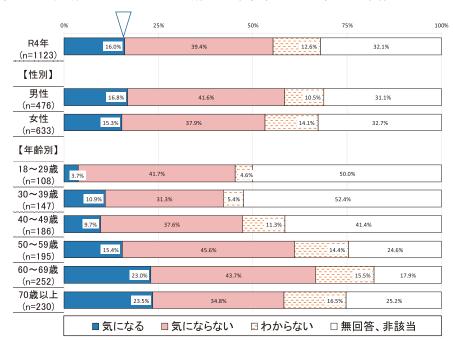
※H25年、H29年は、全員対象としたため、R4年(n=回答者総数)とした。

【性別比較】

大差はない。

【年齢別比較】

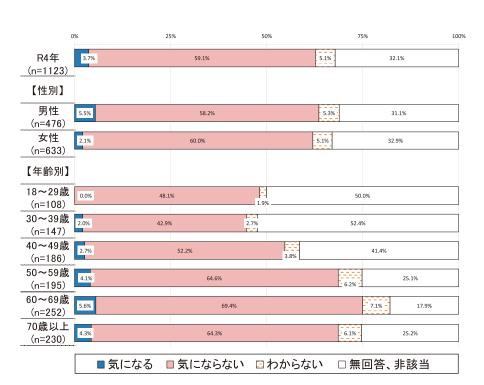
「気になる」は、「70歳以上」 「60~69歳」で高い。



●被差別部落に対する抵抗感(職場の人)

問9で「1.よく知っている」「2.少し知っている」と答えた方

問10-3 仮に、あなたに求人に対する応募者や職場の同僚がいるとして、被差別部落(同和地区)の出



身者であるか否か気になり ますか? (該当する数字を 記入 ひとつ)

※H29年は、全員対象とした ため、R4年(n=回答者総数)とした。

【性別比較】

「気になる」について、男性が3.4 ポイント高い。

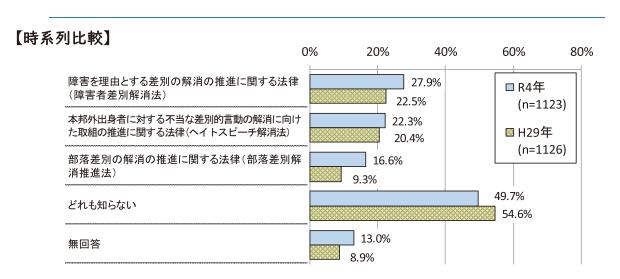
【年齢別比較】

「18~29歳」では、「気になる」は、いない。

3) 人権尊重社会の実現のための取り組みについて

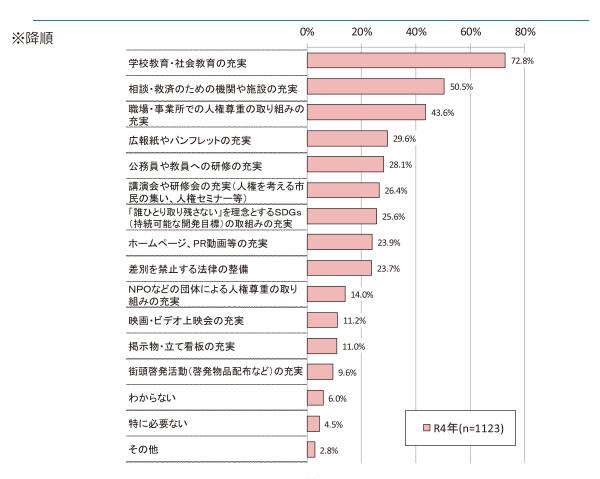
●人権施策の周知度

問11 平成28(2016)年度に人権に関する3つの法律が施行されました。知っているものは どれですか? (該当する数字を記入 いくつでも)



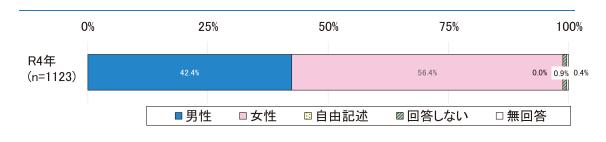
●人権尊重社会実現のための取り組み

問12 "人権のまち"をつくるためには、今後、どのようなことを行う必要があると思いますか? (該当するも数字を記入 いくつでも)

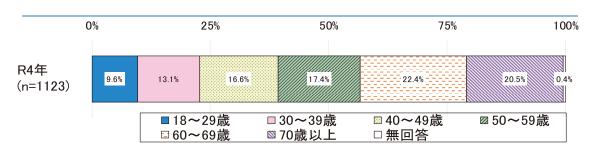


4)回答者について

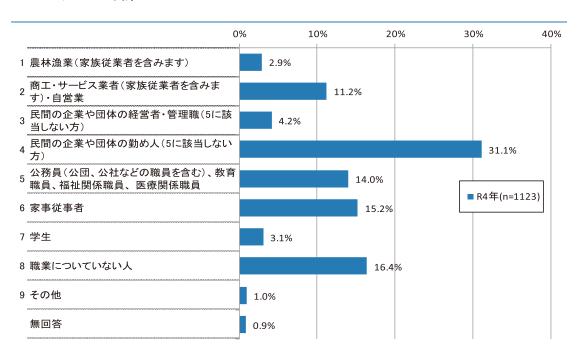
FI あなたの性別は?



F2 あなたの年齢は? (令和4年9月1日現在)



F3 あなたの職業は?



5) 報告書の見方

- (1)回答の比率(%)は、小数点以下第2位を四捨五入により端数処理している。そのため、属性ごとの回答比率の合計が、合計欄の数値と一致しないことがある。
- (2)図中の(n)とは、基数となる実数のことであり、回答は(n)を100%とした百分率で算出している。
- (3)回答の比率(%)は、その設問の回答者数を基数として算出している。そのため、複数回答の場合、選択肢ごとの割合を合計すると100%を超えることがある。
- (4) 本文や図表中の選択肢表記は、場合によっては語句を短縮・簡略化している場合がある。
- (5) 図中の比率の小さい項目は、省略しているところもある。
- (6) クロス集計時に(n) が小さい場合は、統計的に誤差が生じる可能性が高いので注意が必要である。
- (7) 栃木市では、5年毎に本調査を実施しており、その対象者数・調査方法は次のとおりである。

基準日	平成 25 年 月 日	平成 29 年 9 月 1 日	令和4年9月1日
対象地区	栃木市(旧岩舟町を含まず)	栃木市	栃木市
対象者	市内在住の 20 歳以上	同左	市内在住の 18 歳以上
抽出方法	無作為抽出	同左	同左
抽出数	3,000 人	同左	同左
回収数	978 人	1,126人	1,123人
回収率(有効)	32.6%	37.5%	37.4%
調査方法	郵送配布、郵送回収	同左	郵送配布、郵送回収、パソ コン、スマートフォン等(電 子申請システム利用)

(参考)令和4年度調査の回収内訳

配布数		3,000 件	
回収数	調査票	パソコン・ スマートフォン	合計
	849 件	274 件	1,123件
回収率	28.3 %	9.1 %	37.4 %

2 栃木市人権施策推進プラン第2期計画の進捗状況(令和元~4年度)

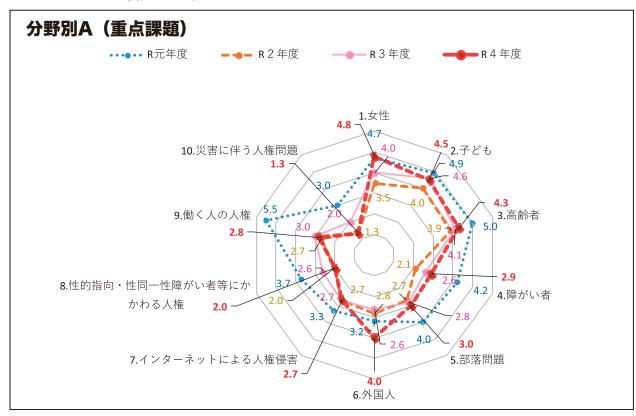
2-1 分野別グラフによる検証

- (1) 事業ポイントの算出方法は、次のとおりです。
 - ・新型コロナウイルス感染防止等により中止した事業は、事業数としてカウントするため「O」ポイントで集計します。
 - ・施策内(女性、子ども等の分類内の各施策)で事業が再掲される場合は、集計に含めません。
 - ・事業規模①と人権視点からの事業効果②それぞれのポイントを掛け合わせた数値(①X②)を実施事業の評価ポイントとします。

①事業規模(延べ人数)	ポイント	②人権視点からの事業効果	ポイント
Ⅰ~50人	l 点	計画を下回った	l 点
51~100人	2 点	計画通りできた	2 点
101 人以上	3 点	計画以上の成果があった	3 点

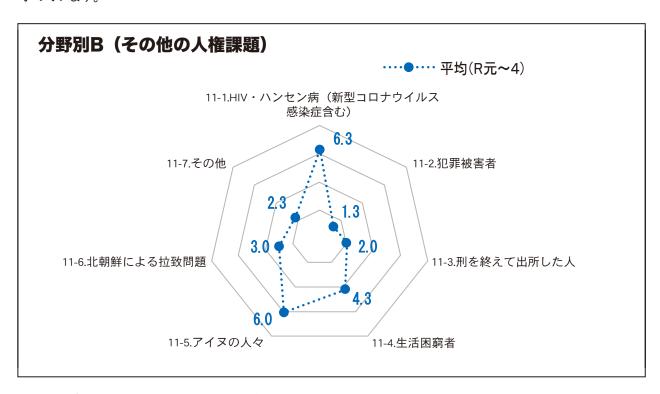
※グラフの数値の算出方法 各分野ポイント合計/令和元年度(基準年度)の事業数

(2) 第 2 期計画のうち [令和元~4(2019~2022) 年度] の経過について、評価ポイントの平均値をグラフ化し検証します。



令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス対策のため、中止又は規模縮小で開催した研修会等の事業が多くみられ、ポイントは低くなりました。コロナ禍では、オンラインでの研修会開催や人数を制限するなど、感染防止に配慮した取組みが見られました。

令和4(2022)年度になって「1.女性」、「6.外国人」の分野では、令和元(2019)年度よりポイントが上がっています。



・このグラフにおいて、市ホームページや展示による啓発等で対象人数が把握できない啓発のみの時は、「I」と表示することとします。

令和元年度: | | - | HIV*・ハンセン病*、 | | - 2 犯罪被害者、 | | - 7 その他

令和2年度:11-3 刑を終えて出所した人、11-6 北朝鮮による拉致問題

令和3年度: 11-6 北朝鮮による拉致問題、11-7 その他

令和4年度:11-2 犯罪被害者、11-3 刑を終えて出所した人、11-7 その他

【整理】

令和2(2020)年度にはコロナ差別が問題となり、研修会やパンフレット配布等を実施したため「II-I HIV*・ハンセン病*(新型コロナウイルス感染症含む)」の分野のポイントが高くなっています。

市内各小中学校において、アイヌの人々の伝統・文化の正しい理解を深め、民族としての誇りを尊重 する社会を目指した教育を継続して行っているので、「II-5アイヌの人々」分野も高いポイントとなって います。

2-2 栃木市人権施策推進審議会*における意見

(1) 栃木市人権施策推進プラン第2期計画の進捗状況について

事業 年度	全 般
元	 ・栃木市人権施策推進プランは、人権課題を1~11項目まで幅広くとらえ、事業を実施することになっているが、全てを実現するのが難しいと思うので、実施状況の検証を行った結果、低い項目については次年度に集中して実施することを考えてもよいと思う。 ・(分野別A)10.災害に伴う人権問題の項目は、事業規模が低いことからポイントが低いので、事業の見直しを要望します。 ・新型コロナウイルス感染症による感染者や医療従事者への誹謗中傷、解雇、近所の嫌がらせ等の偏見、差別の問題が生じています。一方でシトラスリボン運動*やストップコロナ差別運動等も広がっています。病気を正しく理解すること、コロナ禍においては、より人権を尊重することを意識することが重要であると思います。 ・2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の取組みも広がっていると思います。「誰一人取り残さない」人権を尊重するの社会実現が望まれていると思います。
2	・【受講者アンケートの意見】の欄の記述から、率直な反応や感想がうかがえるので、とても参考になります。 ・受講者の声が「見える化」されている点はとてもよいと思います。 ・企画運営する側の一方的な報告ではなく、参加した側からの双方向があってこそ、次の課題や現状が理解しやすいと思います。推進する側として、いかに「届く声」にしていくかの工夫が必要だと思います。そのためには「~を行いました。~を図りました。」だけではなく、今後、何を深めていくべきかを明確にしていくことは、必要不可欠であり、そこも提案すべき内容だと考えます。 ・(分野別A)新型コロナウイルス感染症防止のために中止や規模縮小で実施した事業が見受けられ、全体的にポイントが下がっていることが分かります。 ・コロナ対応による事業の中止が多かったが、令和3年度にはできる範囲でパソコン等を利用したZOOM研修の実施を望みます。 ・(分野別B)新型コロナウイルス感染症患者等への誹謗中傷や偏見、差別を防止するため、研修会や講演会、ホームページを利用した啓発を実施していて、今後も引き続き、人権に配慮した行動の啓発をお願いします。 ・(分野別B)その他では、昨年はなかったテーマで、SDGs (持続可能な開発目標)を取り上げています。「誰一人取り残さない」人権施策を推進する必要性を感じます。



_	
3	・(大勢の理解を得られる方法として)コミュニティや自治会での研修会を実施してはどう
	でしょうか。
	 ・コロナ感染防止のためにいくつかの活動が中止になっていますが、コロナの終息は難しい
	ので、感染対策を考慮しながら活動を進めて行く必要があると思います。
	・人権に関する知識や意識の高揚は不可欠ですが、被害者への援助などの対応に主眼を
	置くことが必要になるのではと考えます。
	・人権侵害救済としては、それが2、3人の少人数に対するものだとしてもそれは素晴らし
	いことだと思います。次期計画からは、人数の多い少ないにかかわらず、評価の方法を考
	えた方がよい気がします。
	・アンケートに答えることで、人権についてしっかりと関心を持ち、自分の中の人権と向き合
	 うことにつながればと思います。
	70010 7 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
4	・障害者差別解消法*、ヘイトスピーチ*解消法、部落差別解消推進法は、画期的な
	人権3法としてH28に制定していますが、障がい者、同和問題、アイヌ民族、L
	GBT*等の性的マイノリティ*(少数者)、弱者に対する差別言動を許さない差
	別禁止法制定が必要ではないかと思います。

(2) 栃木市人権施策推進プラン第2期計画の進捗状況分野別について

事業 年度	分野 I 女性
元	・「男女共同参画出前講座」「男女共同参画のつどいの開催」では計画以上の成果があり、今後も継続してもらいたいと思います。 ・コロナ禍において、働き方や生活様式が変化しDV*被害の報告が増加している話も聞きます。人権意識啓発と相談体制の充実を望みます。
2	・特になし
3	 ・婦人相談、婦人相談員を女性相談、女性相談員に今後変えていく検討をしてはどうでしょう。(内閣府男女共同参画局では、婦人相談所、婦人相談員としています。栃木県のHPでも同様であり、県南各市のHPで「女性」としているのは、足利市、佐野市、下野市。「婦人」としているのは、栃木市、小山市です。) ・男性のDV*被害者に対して、「婦人相談員に相談してください」とか、「女性を保護している窓口があるからそちらへ行ってください」というのもなかなか行きづらい所があると思います。DV*被害者の対応窓口に性別の色がつかないような形になっていくことを望みます。 ・「女性」というタイトルが、「男女」となったり、あるいは、LGBTQ等*の人もいますから、性の平等ということで何か違うタイトルに変わるといいと思います。 ・企業への働きかけは十分とは言えないが、市民全般への男女共同参画への意識・環境づくりはなされています。 ・DV*被害者等への対応の数が多いことから、さらに埋もれた被害者を受け入れる窓口の広さと適切な助言等の対応が求められてくると思います。

- 4 ・DV*相談件数が急増しているので、相談内容の多い件について、相談内容をまとめ、類型化している部分については、市HPの特設サイトを設けたり、冊子等で周知してはどうでしょう。(対策等について)デリケートな問題もあると思いますが、工夫していただければと思います。
 - ・各種委員会の女性の登用率が目標値を達成できたことは、評価できます。この数値を持続していただきたいと思います。
 - ・男女共同参画出前講座を計画的に開催しており、効果を上げていると考えます。

事業年度	分野 2	子ども
元	人権週間」等の取組み・「スクールカウンセラーです。 ・「心・育ちの相談室」 図っているので、人材が・児童虐待防止法の中に題となっております。Fの取り組みを加えてい・日本における子どもの考えます。 ・貧困率と学歴には相関的な施策が必要と考え	
	・コロナ禍における児童 います。	:虐待等への影響も考えられますので、配慮していただければと思
2	内人権週間」等の取約 (2)いじめや不登校等の ・「スクールカウンセラー 大変有効に活用を図っ が有効であると感じて (3)健やかな成長への即 ・「心・育ちの相談を」 図っていますので、人材 ・コロナ禍のため、事業	業について、各小中学校では、授業や日常生活の中での指導、「校 目により、充実を図っています。 つ問題に対する取組 -*等活用事業、スクールソーシャルワーカー*配置事業」について、 っています。特に、この事業における子育てについての悩みへの対応 います。

3	・幅広く十分な啓発・支援体制となっています。 ・虐待・いじめ・不登校の子どもたちも強く、自信をもって成長していけるよう援助していけたらと思います。 ・子ども事業に「ヤングケアラー*」を入れて、現状を知ってもらいたいと思います。最近、民生委員*の新任・中堅研修、主任児童委員*研修で、ヤングケアラー*が取り上げられています。子どもたちは、自分が親の世話をする事に疑問を持たず当たり前だと一生懸命世話をしています。だからこそ、まわりの大人が気付いてあげる必要があると思います。・コロナ感染症の拡大により、学校で行う催しが中止になったり、友だちと会う機会が少なくなり、学校へ行く楽しみが少なくなり、不登校が増加する傾向にあると報道がありました。いじめが強調されているようですが、多様化した不登校の心のケアも今後検討していく必要があると思います。
4	・人権擁護委員*などによる人権講話・人形劇を続けていって欲しいものです。 ・親の都合や虐待などで子どもがお腹一杯食べられないという事を聞いています。市として も取り組んでいるようですが…。フードバンク*支援の預かり所の増設や地域への依頼 をしても良いと思います。

事業 年度	分野 3 高齢者
元	・「 <mark>認知症*</mark> サポーター養成講座」、「栃木市・壬生町中高年者合同就職面接会」は、 計画以上の成果があり、大変すばらしいと思います。さらに充実させていただき たいと思います。
2	・住みなれた地域で安心して生活出来るのが一番。コロナ禍のため活動が出来ず(皆同じですが)とじ込もりにならなければいいと危惧しています。 ・「(2)認知症*高齢者の尊厳の確保」では、ご当人やご家族が実感できることを目指していくことが大切であり、尊厳の確保と同時に、改善や予防の取り組みを実施し、その後家族へのケアを強化することを望みます。 ・コロナ禍のため、事業実施が困難なものが多かったと思われるので、達成度が「2」の事業が多い中、「3」という評価であった以下の事業は、すばらしいです。(認知症*サポーター養成講座)
3	・難しいかもしれませんが、複数の入所者に対応している高齢者施設職員の悩みな ど現実的な課題を把握してはどうでしょうか。
4	・栃木市では病気 (一人暮らし世帯の方) になった方への対応はあるが、健康で一人暮らしをしている高齢者世帯の対応については出来ていないので、今後自治会等と連携を取り、日々、一人暮らし世帯に対し気配り、見守り、思いやり等の対策 (具体的) が必要です。「いきいきサロン事業*」「はつらつセンター事業*」はあるが参加者や参加グループが少ない。また、コロナ発生後の活動はほとんどが休止の状況なので、コロナ禍の集会方法など、新しい実施方法が必要です。健康で一人暮らしの方も生活や今後について不安で考え込んでます。早めに発見し相談相手になりサポートする仕組み作りが必要です。・はつらつセンターやシニアクラブ等での教養やスポーツでいきいきと活動している姿は微笑ましく、時には頼もしくさえも思います。市には感謝いたします。ただ、地域によっては、新入会員の減少のところもあり、活動内容も検討していく必要があるのではないでしょうか。(それぞれのクラブ)

事業 年度	分野 4 障がい者
元	・市内の交通機関(東武鉄道・JR・関東バス・循環バス委託業者)への <mark>障害者差別解消法*</mark> と虐待防止の啓発事業を加えるべきではないかと思う。
2	・パラリンピックには感動しました。理解者も増え、差別解消の一助になったと思います。
3	・特になし
4	・人権学習会や障害者差別解消法*等の研修会、市民啓発は重要であると思います。 ・教育現場での人権教育は要であり、体験学習会は全校で実施されたら有意義と思います。盲導犬体験学習、当事者と児童との体験対面学習等が重要と考えます。 ・障がい者虐待防止、やまゆり苑(神奈川県)、東京都八王子市で入所者(精神疾患患者)に対しての暴力暴言等悲惨なことがTV新聞等で大きく報道されたことは記憶にあります。あってはならないことが発生しているのが現実であり、国の指導監督を徹底されたい。市もアンテナを高くして情報収集し適切な対応を望みます。 ・自立希望者(就労)に対し、ハローワークと連携し対応策を支援、庁内担当課が情報共有し、当事者に適切な対応体制の維持を望みます。 ・社会参加事業、重度心身障がい者は往々にして自宅にこもりがちであります。趣味の会、講座、身障スポーツ交流会に参加し仲間をつくり社会とつながり孤立解消に繋がるのではと考えます。 ・障害者差別解消推進条例、手話言語条例等が制定されていることの市民周知度が低い。 ・身体障害者週間12月3日~9日(参加型イベント、講演会、街頭啓発、市ホームページ、広報誌掲載)の周知を図るとよいと思います。 ・日常的行動でのバリアフリー*化は推進している、目に見えない心のバリアの払拭、解消に向けた啓発活動推進等が必要では。

事業年度	分野 5 部落問題
元	・「栃木市人権教育推進事業に関わる校内研修会」は、計画以上の成果があり、大 変すばらしい。さらに充実させていただきたいと思います。
2	・私達の子どもの頃には確かに差別がありましたが、今は減っていると思います。 ・コロナ禍のため、事業実施が困難なものが多かったと思われるので、そのような状況 で、達成度が「2」の事業が多い中、「3」という評価であった以下の事業は、すばらし い。(栃木市人権教育推進事業に関わる校内研修会)
3	・部落差別が現在もあるということを言葉等で伝えられる機会を作っていただくのはどうでしょうか。・人権相談・合同相談への事案が極端に少ない。待ちの姿勢から攻めの対策が必要なのかとも思います。
4	・学校教育における人権教育は、いじめ等をなくして、人間関係の確立を主眼におくことが 多いように思います。部落問題解決を再度系統的におくことを望みます。

事業 年度	分野 6 外国人
元	 「小学校外国語活動及び中学校外国語の授業の充実」では、ALTを活用し子どもたちのコミュニケーション能力の育成と多文化理解のために、大変有効と考えるので、人材確保の充実を望みます。 「外国人相談窓口」は、計画以上の成果があり大変すばらしい。さらに充実させていただきたいと思います。 ・外国人住民のための防災教室は、自治会や自主防災組織*の避難訓練に外国人住民が参加できるようになるのが望ましいと思います。
2	 ・「小学校外国語活動及び、小中学校外国語の授業の充実」事業について、ALTの活用は、児童生徒のコミュニケーション能力の育成と多文化理解のためには大変有効であり人材確保を充実させることが重要と考えます。 ・コロナ禍のため、事業実施が困難なものが多かったと思われるので、そのような状況で、達成度が「2」の事業が多い中、「3」という評価であった以下の事業は、すばらしいです。(外国人児童生徒への日本語指導及び適応指導) ・言葉、文化、習慣等それぞれ異なるので理解しようと努力することも必要だと思います。
3	・特になし
4	・災害からの避難民も国内にとどまらず、ウクライナ侵攻からの避難民への対応や 被災国への支援を考えることも必要になると考えます。

事業 年度	分野 7 インターネットによる人権侵害
元	・SNS*等によるいじめ問題も深刻となっていることから、インターネットについて正しく理解し使用するという情報モラル*教育が重要であると思います。
2	・SNS*は、急速に普及しています。SNS*による誹謗中傷は、匿名で顔の見えないものであり、非常に悪質であることから、重点的に力を入れて対応していくべきであると考えます。 ・「情報モラル*教育の充実」について、GIGA (ギガ) スクール構想*による、児童生徒への一人一台端末の配置により、より一層の充実が求められていますが、学校での指導はもちろん、大人の正しい認識への啓発にも力を入れていく必要があると考えます。
3	・SNS*での誹謗中傷により、自死する事案が発生しています。悩んでいる人に寄り添い、支援できる環境、その役割を担うことができる人材、自殺を考えた人の相談役「ゲートキーパー」養成等を行う必要があると感じます。
4	・特になし



事業 年度	分野 8 性的指向*・性同一性障がい*者等にかかる人権
元	・栃木市においては、令和2年11月1日に <mark>パートナーシップ宣誓制度</mark> *を先進的に導入したのですから、市民の啓発をもっと発信したらと思います。
2	 ・本人が一番悩んでいると思いますので、一層の啓発をお願いします。 ・「SOGI (ソジ) ハラ*」について、セクシャルマイノリティ*の子ども達の教育現場での理解が不足すると、ダメージを負った人生を歩む事になると思います。「言葉で人は傷ついてる」、「男女はこうあるべき」という社会意識を変え、これから成長していく子ども達の心情に対応すべきです。
3	・パートナーシップ宣誓制度*について、本市では他市に先駆けて実施している。 人権に配慮しながら情報発信等、今後も大いに推進していただきたい。
4	・LGBTQ等*の分野で対策が少ないのではないでしょうか。また、啓発に加え、公共施設の設備等や公立学校の制服について、時代に合った見直しを進める施策が必要と考えます。

事業 年度	分野 9	働く人の人権
元	・新型コロナウイルス	た方が、相談しやすい環境を整えることが必要だと思います。 の影響で、働き方に変化が生じています。会社 (仕事)を退職させらいると聞きます。実際に感染した人の人権を守ること、人権意識を変えないと感じています。
2		子育て、家庭、介護すべて当てはまる状況です。仕事と家庭の両立 ランス) の支援、ジェンダー*平等の啓発が必要です。
3		染症まん延のために職場での周知や被害者への援助ができな 在の就業課題が厳しいことから、各機関と <mark>協働*</mark> しての対応が ます。
4	1.4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 -	間労働をなくす方向に進んでいますが、加えて働きがいのある職場と 目指すのがよいのではないでしょうか。



事業 年度	分野 10 災害に伴う人権問題
元	・実施事業のグラフからわかるとおり、他の事業と比較して落ちているので対策が必要と思 います。
	・台風・洪水被害による対応が生じたため、明らかになった課題であると考えられますが、 緊急時の対応について、常に啓発していくことが重要なので、新たな取り組みを検討する とよいと思います。
	・災害復興には目に見えるものだけではなく、表面化されにくい地域の問題や個人の心の 復興など、終わりの見えないものも含まれます。直後のことだけでなく復興にも目を向け る必要があるのではないでしょうか。
2	・ハザードマップを活用し、自治体での教育、啓発が必要です。・災害時はもとより、災害後の被災者のケアはとても大切です。被災した立場からの視点がみえてこないのは、そこをリサーチしていないからではないでしょうか。長期的な取り組みが重要だと考えます。
3	・特になし
4	・災害からの避難民も国内にとどまらず、ウクライナ侵攻からの避難民への対応や被災国 への支援を考えることも必要になると考えます。

事業 年度	分野II その他の人権問題
元	 ・子ども、働く人・・・その他の人権問題までに該当しづらい枠の設定の必要性も感じます。「生きづらさを抱えるもの」の枠にとらえにくいものをどう、支援していくかを検討する必要があるのではないでしょうか。 ・人権の本来の活動の意を考えますと、民意の変化が汲み取れるようなまとめがあるべきかと思います。発信と受信のバランスが見えにくいのが残念です。 ・今年、新型コロナウイルス感染症に関して感染した人、医療従事者等の差別事件が多発していることから、今後は新型コロナウイルス感染症に関する施策を行うとよいと思います。
2	・HIV*をはじめ、新型コロナウイルス等の感染症に関する正しい知識を持ち、偏見・差別等の防止や、正しい情報の選択と冷静な判断が重要であるとの理解を深め、感染症に対する偏見や差別を解消していくことが必要と考えます。
3	・特になし
4	・特になし



「みんな仲良し」 栃木市立大平中央小学校1年 森戸 優奈 さん



「みんななかよくあそぼ」 栃木市立岩舟小学校3年 ヘッティアラッチオハナリテュミヤ さん



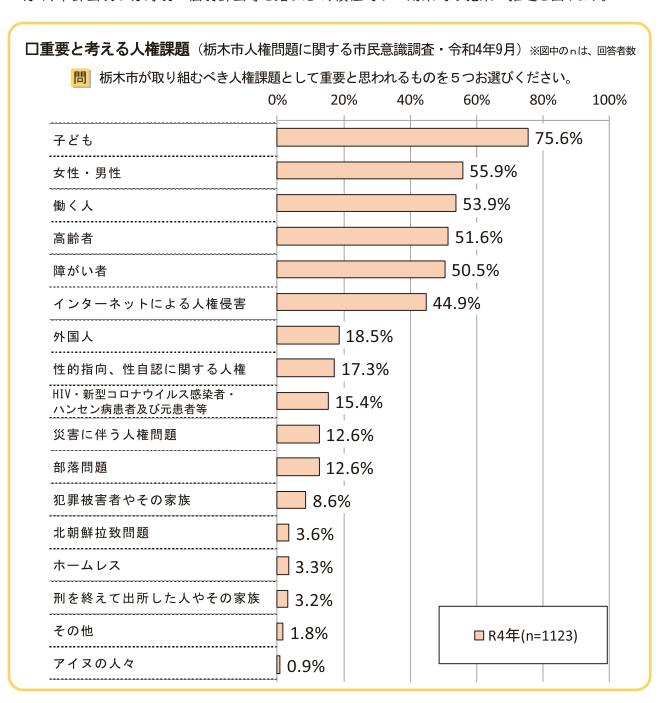
「お年よりを大事にしよう」 栃木市立静和小学校3年 佐瀬 真菜 さん

令和5年度こどもの人権絵画コンテスト作品(優良賞) (主催 宇都宮地方法務局・栃木県人権擁護委員連合会)

第3章 分野別人権施策の推進

令和4(2022)年の市民意識調査によると、現在の社会において、重要な人権課題について、「子ども」「女性・男性」「働く人」「高齢者」「障がい者」の順になっています。

人権施策の推進にあたっては、市民が重要と認識し、現に人権侵害が顕在化している1.女性・男性、2.子ども、3.高齢者、4.障がいのある人、5.部落差別(同和問題)、6.外国人、7.インターネット、8. 多様な性、9.働く人、10.災害、11.感染症、12.犯罪被害者、13.刑を終えて出所した人、14.生活困窮者、15.アイヌの人々、16.拉致問題に伴う人権問題の16項目を人権に関する重要課題として位置付け、本計画及び分野別の個別計画等を踏まえて、積極的かつ効果的な施策の推進を図ります。



1 男女の人権

(1) 現状と課題

男女平等については、「男女共同参画社会基本法*」をはじめ、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下、「男女雇用機会均等法*」という。)」の制定・改正により、社会や職場における様々な差別の撤廃に向けた法整備がされてきました。近年では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律*」、及び「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律*」により、女性が活躍できる環境づくりについて更なる対応が求められています。また、重大な人権侵害である配偶者等からの暴力(DV*)についても「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が制定されるなど、被害者の人権が守られるよう体制づくりが進められています。

このように、法制面における整備が行われ、女性の人権保障は大きく進展しました。しかし、実際の社会においては、依然として無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)*による固定的性別役割分担意識*が残っており、家事、育児、介護等の多くを女性が負担し、職場における差別やセクシュアル・ハラスメント*も存在しています。そして、配偶者からの暴力等の問題も深刻化している状況であることから、市民意識調査において「女性・男性」の人権に対して高い関心が示されています。

持続可能な開発目標(SDGs)の「5.ジェンダー*平等を実現させよう」では、政治分野での女性議員の割合が低いことや男女の賃金格差が課題となっている中、令和5(2023)年6月に、日光市において、G7広島サミットに関連した男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が開催され、男女共同参画に対する気運の高まりが見られます。

このような状況下において、本市では、令和5(2023)年3月に策定しました、「栃木市職業生活における女性活躍推進計画」及び「栃木市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が一体となった「とちぎ市男女共同参画プラン第3期計画」を基に、性別による人権侵害防止や固定的役割分担意識の解消に向けた様々な取り組みを推進し、職場・家庭・地域のあらゆる分野において男女が互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会*の実現を目指していく必要があります。

市民意識調査 (令和4年9月) において多用されたワード ※()件数 賃金 (82) /差別 (73) /セクハラ* (58) /昇格 (37) /格差 (34) / DV* (27) / 平等 (27) /職場 (18) /パワハラ* (8) /男尊女卑 (7) /育児 (7) /出産 (6)

【主な関係法令・計画等】

- ·男女共同参画社会基本法*
- ・ストーカー行為*等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV*防止法)
- ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法*)
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)*
- ・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(労働施策総合推進法)
- · 栃木市男女共同参画推進条例
- ・とちぎ市男女共同参画プラン第3期計画
- ・栃木市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画
- ・栃木市職業生活における女性活躍推進計画
- ・栃木市職員笑顔の子育て&女性活躍サポートプラン

(2)目指す姿

- ・無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)* による固定的な性別役割分担意識にとらわれず、あらゆる分野への男女共同参画が促進され、互いの人権を尊重しながら、性別に関わりなく自分の持っている力を発揮している。
- ・DV*防止のための意識啓発の推進や、相談支援体制の充実と被害者の自立支援が図られている。
- ・企業や労働者への意識啓発により、男女ともに仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)の 取れた環境が整っている。

【成果・活動指標】

第2次栃木市総合計画 施策 6-1基本的人権の尊重 6-1-2 男女共同参画の推進

区分	指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
6-1	社会全体の中で男女が平等だと思う市民 の割合	%	15.8	20.0
6-1	「男は仕事、女は家庭」という性別役割分 担意識を肯定する人の割合	%	3.0	1.0
6-1-2	各種審議会等委員に占める女性の割合	%	36. I	40.0
6-1-2	とちぎ市男女共生大学年間受講者数	人	82	180
6-1-2	学生を対象とした研修会年間受講者数	人	199	550

(3) 施策の方向

①人権尊重とジェンダー*平等の教育・啓発の推進

男女平等意識の高揚を図り、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる場でお互いを認め合い、良きパートナーとして、性別による差別を受けることのない男女共同参画社会*の形成を目指して、より一層の教育・啓発活動を推進します。

特に児童や生徒が、男女の固定的なイメージや役割意識を持つことがないよう男女平等の 視点でのキャリア教育の充実を図ります。

- ・無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)* による固定的性別役割分担意識*の解消 と男女共生社会*への理解促進
- ・男女共同参画の視点に立った学校教育・家庭教育・学習の充実

②女性活躍と多様な生き方への支援

男女共同参画社会*を実現するために、政策や方針決定過程に男女が対等な立場でともに参画 し、多面的な視点が反映される場づくりを推進します。

また、性別にとらわれることなく、家事・育児・介護等について助け合いながら、仕事と 生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図りつつ、男性も女性もあらゆる分野において 活躍できるよう支援します。

特に、男性の家事や子育てへの参画や働く場における男女格差の解消、女性が働きやすい職場環境の整備、働く女性のさらなる活躍推進を図ります。

- ・職場、家庭、地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- ・男性の家庭(家事、育児、介護等)への参画推進
- ・女性の社会(意思決定の場)への参加推進と管理職・自治会長・審議会等における女性委員の割合の向上
- ・女性の人材育成とエンパワーメント*の活用推進
- ・働く場における男女格差解消の推進
- ・企業や地域で支える子育て支援の推進
- ・妊娠中または産後の働く女性の職場環境づくりの推進

③性と生(命)の尊重

人権尊重の観点から発達段階に応じた性に関する教育・相談・指導などの充実を図ります。 また、関係機関と連携を図りながら、配偶者からの暴力(DV*)防止と被害者の立場に立っ た迅速かつ的確な支援を実施します。

さらに、ネット等での性情報の氾濫や妊娠及び性感染症の低年齢化が進む中、互いの性や性 差を正しく理解し、自尊感情を高め、自己決定力を養うための事業を実施します。

- ・思春期保健の充実
- ・配偶者暴力相談支援センター*相談支援体制の充実
- ・「性と生殖に関する健康と権利」(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)*の理解向上

担当課	主な事業	施策の方向
総務人事課	○特定事業主行動計画の推進	①②
地域政策課 各地域づくり推進課	○女性学級の実施	2
人権・男女共同参画課	 ○児童・生徒等のためのキャリアデザイン講座の実施 ○「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」について、パネル展示や広報紙やホームページ等による啓発 ○小・中学校児童生徒を対象とした男女共同参画の標語を募集による啓発 ○各種審議会等への女性委員の登用の促進 ○「とちぎ市男女共生大学」の開催 ○理工系分野における女性の活躍推進 	①②
こども家庭センター	○思春期保健○母性健康管理指導事項連絡カードの普及啓発○母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金○母子・父子家庭高 等職業訓練促進給付金○婦人相談、DV*被害者保護○母子・父子寡婦福祉資金貸付	23
商工振興課	○男女雇用機会均等法*についての情報提供 ○働く場における労働環境向上のための啓発 ○働く場におけるハラスメント防止対策の推進 ○女性の起業に関する支援 ○働く場における男女格差解消の推進 ○女性活躍推進に積極的に取り組む事業所の支援 ○仕事と家庭の両立 ワーク・ライフ・バランス のための支援	①②
学校教育課	○人権学習の充実○男女平等の視点でのキャリア教育の充実○小・中学生の性(生)に関する 授業・研修会の充実	①3
生涯学習課	○家庭教育学級の充実	①

2 子どもの人権

(1) 現状と課題

都市化や核家族化の進展、情報通信技術の急速な進歩など、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中で、家庭や地域社会における子育て機能の低下、いじめや不登校の増加が問題になっております。また、心身の発達や人格の形成に重大な影響を与える虐待や、子どもが巻き込まれる事件・事故なども後を絶ちません。加えて、近年では、親の貧困が世代を超えて子どもに連鎖する「貧困の連鎖」や、家事や家族の世話などを日常的に行う「ヤングケアラー*」の問題が顕在化するなど、「子どもの人権」に関する問題は、多様化・複雑化しており、市民意識調査においても高い関心が寄せられています。

本市では、平成27(2015)年3月に策定した「栃木市いじめ防止基本方針」について、平成29(2017)年3月に見直された国の基本方針との整合性を図るとともに、本市の実情に合わせた効果的ないじめ防止の内容とするため、平成30(2018)年3月に改訂し、その方針に基づき、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策専門委員会を開催し、いじめ防止に努めています。

児童虐待の問題は、保護者の養育能力の不足、経済的困難、夫婦間不和等の家庭内での多様かつ複雑な要因が影響しているケースが多く、関係機関との連携や社会資源等を活用した総合的な支援体制の構築が必要です。

弱い立場にある子どもを単に保護・指導の対象としてとらえるのではなく、基本的人権の権利主体であることを理解し、人格を持った一人の人間として尊重しなければなりません。未来を担う子どもが、健やかに育つ環境をつくることは、今を生きるすべての大人に課せられた責務として認識し、社会全体が一体となって推進していくことが必要です。

市民意識調査(令和4年9月)において多用されたワード ※()件数いじめ(II3)/虐待(IO2)/育児放棄(48)/貧困(30)/ヤングケアラー*(28)/ニュース(31)/学校(28)/未来(22)/将来(20)/宝(IO)/不登校(8)/差別(5)

【主な関係法令・計画等】

- ・児童福祉法
- ・児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)
- ・子ども・子育て支援法
- ・栃木市こども医療費助成に関する条例
- ・栃木市いじめ防止対策推進条例
- ・栃木市子どもの貧困対策推進計画
- ・第二期栃木市子ども・子育て支援事業計画

(2)目指す姿

- ・学校・家庭・地域において、連携と協働*が図られながら、子ども達の「確かな学力」「豊かな 心」「健やかな体」を育成できる、調和のとれた教育の場と環境が整っている。
- ・すべての子どもが「貧困」等の生まれ育った環境に左右されず、本人の意欲と適性に応じて教育を受けることができるよう支援されている。
- ・子どもたちに対するいじめや人権侵害に対して、関係機関と連携し、相談支援体制の充実及び 社会資源の活用が図られている。

【成果・活動指標】

第2次栃木市総合計画 施策 3-1学校教育の充実 3-2 生涯学習の充実 3-5教育環境の整備 4-1子育て支援の推進

区分	指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値(令和9年度)
3-1-2	 いじめ解消率 	%	80.0	85.0
3-2-1	児童・生徒の地域貢献活動・地域ボランティア 活動への年間参加人数	人	2, 320	4,000
3-5	保護者・地域による学校支援活動の充実度	%	90.7	100.0
3-5-1	とちぎ未来アシストネット*事業による教 育効果充実度	%	63.4	75.0
4-1-3	地域子育て支援センター年間利用者数	人	37, 245	45,000
4-1-3	こども家庭総合支援拠点における年間相談支援 件数	件	6, 383	6, 900
4-1-3	こどもサポートセンター年間新規受理件数 ※令和6年度から、こども家庭センターの開設に伴い 「こどもに関する相談年間新規受付数」とする。	件	_	210

(3) 施策の方向

① 子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進

子どもたちが差別や権利の侵害を受けることなく、一人の人間として人権が最大限に尊重されるよう啓発活動を推進していきます。

- ・学校の授業による教育・啓発
- ・子どもの人権を尊重する意識の醸成

② いじめや不登校等の問題に対する取組

いじめや不登校の問題は子どもの人権に関わる重大なものであることを認識し、専門機関と 連携し、早期発見、早期解決を図り、すべての子どもがいきいきと活動できる環境づくりに努 めます。また、児童生徒がいつでも相談できるよう、相談体制の充実を図ります。

- ・教育の環境づくり(未然防止と早期発見・早期対応)
- ・相談体制の充実
- ・教職員等への研修の充実と教職員の資質や能力の向上

③ 児童虐待防止対策の充実

市における相談支援体制の充実・強化を図るとともに、児童相談所等の関係機関と連携し、 児童虐待の未然防止、及び早期発見、早期対応など児童の保護に努めます。

- ・児童虐待防止のための体制整備業務の強化
- ・人権・児童相談の充実と強化
- ・虐待を受けた子どもの自立支援

④ 健やかな成長への取組

子どもたちの自立を図り、個性や能力が十分発揮できるよう、関係機関と連携し、子どもの 健やかな成長を支援します。

- ・地域ぐるみでの子育て支援の充実
- ・ヤングケアラー*等の実態把握と支援
- ・子どもの貧困への支援

担当課	主な事業	施策の方向
地域政策課 各地域づくり推進課	○少年少女学級	(1)(4)
保険年金課	○ひとり親家庭医療費の助成○こども医療費の助成○妊産婦医療費の助成○重度心身障がい者医療費の助成	4
人権・男女共同参画課	○SOSミニレター* ○人権講話(教室) ○人権啓発人形劇 ○人権の花運動 ○人権教育啓発推進事業 ○大平隣保館健全育成事業(とちぎ子どもの未来創造大学)	1234

	○大平隣保館健全育成事業(新春書初め会)○厚生センター地域交流事業(夏・冬の交流会)○厚生センター地域交流事業(読み聞かせ学習会)	
福祉総務課	〇生活困窮者自立支援(子どもに対する学習支援)	34
子育て総務課	○地域子育て支援センター事業○ファミリー・サポート・センター事業*○ひとり親家庭に対する児童扶養手当の給付	1234
こども家庭センター	 ○乳幼児健康診査 ○産後ケア事業 ○妊娠期から子育て期における伴走型相談支援 ○児童の見守り強化に係る学校訪問 ○心・育ちの相談室 ○子育て支援マイサポートチーム事業* ○母子・父子寡婦福祉資金貸付 ○母子・父子自立支援相談 ○家庭児童相談 	1234
保育課	○特別支援教育・保育事業	1234
学校教育課	○人権学習の充実 ○人権教育研究学校の指定 ○児童生徒支援チームによる学校訪問 ○いじめに関するアンケート実施 ○栃木市教育支援センターの設置 ○スクールカウンセラー*等活用事業、スクールソーシャル ワーカー*配置事業、あったか電話相談*の実施 ○中高合同生徒指導研修会 ○児童生徒支援研修会	1234
生涯学習課	○家庭教育学級○家庭教育講演会	1234

3 高齢者の人権

(1) 現状と課題

令和7(2025)年には団塊の世代が75歳を迎え、高齢化率は33.3%(3人に1人が高齢者)に達すると予想され、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、要介護者などの増加が見込まれる中、介護期間の長期化も推定されます。

令和4(2022)年の市民意識調査によると、高齢者に関して市が取り組むべき人権課題として、「高齢者を狙った詐欺など」が多く挙げられており、消費者保護の観点から、さらなる注意喚起が必要です。また、「邪魔者扱い」、「虐待」を心配する意見が多く挙げられており、権利擁護について一層の啓発が必要です。

高齢者が社会を構成する重要な一員として生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して自立した 生活を送ることができるよう、地域で見守り、支え合う社会の実現が求められています。

市民意識調査(令和4年9月)において多用されたワード ※()件数 邪魔者(30)/詐欺(90)/虐待(30)/認知症*(10)/弱者(7)/安心(3)

【主な関係法令・計画等】

- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)
- ・消費者教育の推進に関する法律(消費者教育法)
- ・栃木市地域支え合い活動推進条例
- 第2次栃木市消費生活基本計画
- ・第9期栃木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(R6年度~R8年度)

- ・高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、介護保険制度の適正な運営の ほか、地域の多様な主体が連携して、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援相談のサービスを 切れ目なく一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築が図られている。
- ・中高年者の就労支援により、社会で活躍する高齢者が心の豊かさや生きがいを得ること ができ、健康寿命の延伸が図られている。
- ・認知症*の人やその家族への支援が充実し、安心した生活を送っている。

【成果·活動指標】

第2次栃木市総合計画 施策 4-2-3高齢者の自立支援の充実

区分	指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
4-2-3	シルバー人材センター年間実就業者数	人	776	830
4-2-3	認知症高齢者等SOSネットワーク*登録者数	人	40	300
4-2-3	あったかとちぎ体操年間参加者数	人	23, 166	30,000

(3) 施策の方向

① 高齢者の人権を尊重する教育・啓発の推進

超高齢化社会*をより豊かで活力あるものとしていくため、高齢者の福祉や人権についての 理解と関心が深まるよう啓発活動を推進します。

- ・地域社会での啓発活動の推進
- ・学校教育を通じた理解の促進

② 高齢者の尊厳の確保

認知症*の人やその家族を見守る支援体制の充実を図るとともに、高齢者虐待に対し早期に対応できる仕組みづくりに努めます。

また、成年後見制度*の周知を図り、認知症*高齢者の財産管理や身上保護などの権利擁護のための制度の利用を推進します。

- ・医療連携と地域での見守り体制の充実
- ・消費者被害の未然防止と高齢者虐待防止対策の促進
- ・成年後見制度*利用の促進
- ・支援を必要とする高齢者等への総合的相談支援

③ 高齢者の自立支援と生きがいづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、高齢者の活躍できる場を提供し、 高齢者がいきいきと暮らせるよう包括的な生活支援を行います。

- ・地域支援事業の充実と社会参加の促進
- ・高齢者の就労支援
- ・学習機会の提供

担当課	主な事業	施策の方向
総務人事課	○新採用職員に対する福祉研修	①
地域政策課 各地域づくり推進課	○高齢者学級	23
スポーツ課	〇出前講座 (体力測定、レクリエーション)	3
人権・男女共同参画課	○集会所高齢者教室 ○人権教育啓発推進事業	123
高齢介護課	〇シルバー大学	3
地域包括ケア推進課	○認知症*初期集中支援専門員事業 ○成年後見センター運営委託事業 ○成年後見制度*・市民後見人啓発事業 ○権利擁護事業(成年後見制度*) ○成年後見制度*利用支援事業 ○権利擁護事業(高齢者虐待) ○権利擁護事業(権利擁護研修会) ○はつらつセンター事業* ○いきいきサロン事業* ○配食サービス事業 ○軽度生活援助員派遣事業 ○介護予防ケアマネジメント事業 ○総合相談事業	123
商工振興課	○「ハローワークとちぎ」求人情報の掲示 ○栃木市・壬生町合同就職面接会	3
学校教育課	○人権学習の充実	①
関係課	○ユニバーサルデザイン*を取り入れたインフラ* (環境)の 整備	2

4 障がいのある人の人権

(1) 現状と課題

全ての市民が「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重 し合いながら共生する社会を実現する」という障害者基本法の理念を実現するため、本市で は、平成30(2018)年3月に「栃木市障がい福祉プラン(平成30年度~令和5年度)」を策定し、 総合的かつ計画的に障がい者施策を推進しています。

障がい者についての意識の高まりが見られる一方で、「障害者差別解消法*」のことを知っていると答えた人は、平成29(2017)年の意識調査では、22.5%、令和4(2022)年の調査では、27.9%であり、一層の啓発が必要です。

また、障がい者も参加できるような地域交流を推進することで、市民の理解の向上を図り、障がい者に対する人権侵害や差別等の解消、雇用・労働環境の整備、障がい者の権利を守る相談体制の強化が必要です。

市民意識調査(令和4年9月)において多用されたワード ※()件数差別(45)/職場(29)/公共交通(29)/未整備(23)/就職(12)/偏見(10)/弱者(10)/平等(9)/バリアフリー*(5)/邪魔者(3)/理解(4)

【主な関係法令・計画等】

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー*新法)
- ・障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法*)
- ・栃木市共生社会*実現のための障害者差別解消推進条例
- ・栃木市手話言語条例
- ・栃木市障がい福祉プラン(R6年度~RII年度)

- ・障がいに対する理解が進み、偏見や差別がなくなり、市民ひとり一人が、障がいの有無に 関わらず、お互いを理解し思いやりや共に支え合う共生社会*が実現されている。
- ・障がい者がそれぞれの能力を発揮しながら働き、経済的・社会的に自立した生活を送っている。

・公共施設、旅客施設、道路、公園等で、バリアフリー*化やユニバーサルデザイン*の導入 など人に優しいまちづくりにより、障がい者でも安心して地域活動や社会参加ができる環 境が整備されている。

【成果・活動指標】

第2次栃木市総合計画 施策 4-2-2障がい者の自立支援の充実

区分	指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
4-2	障がい者社会参加促進事業年間活動実績数	回	24	35
4-2-2	障がい者年間相談件数	件	4, 790	5,000

(3) 施策の方向

① 障がい特性及び障がい者に対する理解の促進

障がい者に対する無理解や偏見を取り除くために、障がい特性等についての理解の促進を図り、 障がいがある人も障がいがない人もその人らしさを認め合い共に生きる社会づくりを進めます。

- ・障がい特性等についての正しい理解の促進
- ・交流活動等の促進
- ・特別支援教育の充実(インクルーシブ教育*の構築)

② 障がい者の人権の尊重と権利擁護の推進

障がい者が安心して暮らすことができる社会づくりのため、障がい者への<mark>合理的配慮*</mark>への理解を 促進するとともに、障がい者の人権が守られるような支援体制の充実を図っていきます。

- ・障がい者の自己決定・自己選択の支援
- ・障がい者の権利擁護
- ・障がい者の虐待防止
- ・合理的配慮*の提供に向けた支援体制の強化

③ 就労支援と社会参加の促進

就労を希望する人への支援体制の充実や、生きがいづくりを支援し、障がい者の社会参加 を促進します。

- ・就労の支援
- ・社会参加の促進
- ・安心して暮らせる生活環境の確保

担当課	主な事業	施策の方向
総務人事課障がい福祉課	○障害者差別解消法*についての研修	123
人権・男女共同参画課	○人権教育啓発推進事業 ○盲導犬体験学習	①②③
障がい福祉課	 ○障がい者等支援担当者会議 ○障がい者週間記念講演 ○窓口相談等 ○成年後見制度*利用支援事業 ○障がい者虐待対応 ○ホームページを利用した周知・啓発 ○障害福祉サービス相談等 ○特別支援学校進路相談会 ○障がい者等社会参加促進事業 ○手話体験会 	123
学校教育課	○人権学習の充実	①②
関係課	○ユニバーサルデザイン*を取り入れたインフラ* (環境) の整備	3



東京2020パラリンピック競技大会開催に続き、令和4年(2022)年には、第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」が栃木県で開催され、パラスポーツへの関心が高まったね。

5 部落差別(同和問題)

(1) 現状と課題

部落問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分階層構造により、特定の地域の出身であることやそこに住んでいることを理由に差別される我が国固有の重大な人権問題であり、一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれ、深刻な人権侵害を受けてきました。この問題を解決するため、国は様々な対策事業や啓発活動を実施してきましたが、今もなお偏見や差別意識は根強く残り、結婚や就職等で差別を受けるなど理不尽な人権侵害が生じています。

平成28(2016)年12月に施行された「部落差別解消推進法」においては、現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴ってインターネットによる部落差別が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下でこれを解消することが重要な課題であり、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実・強化を図ることとしています。

部落差別の解消に関する施策は、すべての人が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に基づいて、部落差別を解消する必要性について理解を深め、部落差別のない社会を実現するために、教育・啓発等を推進するとともに環境を整備し、さらに教育・啓発活動に携わる人材の育成に取り組む必要があります。

市民意識調査(令和4年9月)において多用されたワード ※()件数 差別(17)/結婚(8)/地域(6)/ネット(4)

【主な関係法令・計画等】

- ・同和対策審議会答申(S40.8)
- ・同和対策事業特別措置法(S44.7施行)(S57.3失効)
- ・地域改善対策特別措置法(S57.4 施行)(S62.3 失効)
- ・地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(S62.4 施行)(HI2.5 改正) (HI4.3 失効)
- ・部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)(H28.12 施行)

- ・お互いの人権を尊重しあう社会の実現に向け研修・講座等を実施し、一人ひとりが部落 差別(同和問題)に対する正しい理解や認識を持つことができている。
- ・教職員一人ひとりが人権や人権擁護に関する理解と感覚を磨き、部落差別に対する正しい認識 のもとに、適切な教育が行われている。

【成果・活動指標】

区分	指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
-	フィールドワーク研修の実施	回	2	2

(3) 施策の方向

① 偏見や忌避意識の解消のための教育・啓発の推進

部落問題についての正しい理解と認識を深めることができるよう、あらゆる場を通じて、人権教育及び人権啓発を推進します。また、各種啓発資料の整備や充実に努め、効果的な研修会や啓発活動が行われるよう支援します。

- ・人権教育の推進
- ・学習機会の提供
- ・地域交流の推進
- ・実態把握による偏見や忌避意識の解消

② 相談・支援体制の充実

生活上の困りごとに関する相談のほか、各種相談窓口を設けるとともに、相談窓口相互の連携及び関係機関との連携を強化するなどして、相談体制の充実を図ります。

また、人権擁護体制を充実させ、差別の解消に努めます。

- ・関係機関と連携した相談体制の充実
- ・差別禁止法等の法整備

担当課	主な事業	施策の方向
市民生活課	○合同相談 ○登録型本人通知制度*	①②

人権・男女共同参画課	 ○人権教育啓発推進事業 ○人権に関する街頭啓発 ○人権出前講座 ○人権講話・人権講座 ○フィールドワーク研修 ○人権啓発情報誌発行 ○大平隣保館地域福祉事業(ふれあい交流会) ○相談事業(法律相談・生活困りごと相談) ○インターネットモニタリング事業* 	①②
学校教育課	○栃木市人権教育研修会○人権教育研究学校の指定	\odot
生涯学習課	○栃木市人権教育推進事業に関わる校内研修会	①



6 外国人の人権

(1) 現状と課題

本市の外国人の人口は、5年前の平成30(2018)年3月末時点では、4,159人、国別ではフィリピンが最も多く、次いでネパール、ベトナムとなっていましたが、令和5(2023)年5月末時点では、約12%増えて4,649人、ベトナム、フィリピン、ペルー、ネパールの順になっています。外国人の増加とともに、小・中学校における児童生徒も増えており、日本語の習得には一定期間を要することから、児童生徒への日本語指導の重要性とその体制改善が急務となっています。

また、本市では、栃木市国際交流協会を中心に、相談窓口業務や日本語教室等の外国人住民支援事業を行っていますが、市内在住者の国籍や言語が多様化している実情を踏まえ、これらの事業を拡充していくことが求められています。

言語や生活習慣、文化等による違いは、住居、教育、労働、地域との交流等、日常生活を送る上で 様々な問題を生み、お互いの理解不足は、偏見や差別といった問題につながっています。

多様な国籍、文化、習慣、価値観の違いを認め尊重し合い、国籍や人種、民族を問わず安心して暮らせるよう、人権を尊重する 多文化共生社会*づくりが重要です。

市民意識調査(令和4年9月)において多用されたワード ※()件数 差別(20)/偏見(15)/文化(11)/言葉(9)/生活習慣(9)/労働者 (9)/ヘイトスピーチ*(3)

【主な関係法令・計画等】

- ・外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針
- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (ヘイトスピーチ*解消法)

- ・外国籍住民が本市で「生活者」として暮らせるよう、外国籍住民向けの相談業務の充実を図る など必要な支援に取り組んでいる。
- ・国内外の様々な交流の拡大に向け、外国籍住民との交流イベントを企画し、相互理解の 促進が図られている。
- ・外国人児童生徒等に対する日本語指導が十分に行われている。

【成果·活動指標】

第2次栃木市総合計画 施策 3-1-4グローバル教育*の推進 6-2-6多文化共生と交流

区分	指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
3-1-4	グローバル教育*プログラムによる学 習目標達成度	%	ı	80.0
6-2-6	交流イベント年間参加者数	人	256	400
6-2-6	国際交流協会への年間相談件数	件	2,459	2,800

(3) 施策の方向

① 多文化共生意識を育む教育・啓発の推進

異なる文化や習慣及び価値観の違いを認め、お互いの人権を尊重する意識の醸成に努めます。 また、多文化共生の社会を実現するため、お互いの文化を学び交流する場を積極的に提供 し、国際理解・相互理解を促進します。

- ・多文化共生意識の向上
- ・国際感覚豊かな人材の育成
- ・交流の場の提供

② 外国人への支援

言葉や文化、習慣等の違いによる日常生活の様々な相談に対する窓口を開設するとともに、 日本語学習の促進や地域情報の発信等、外国人が安心して地域に住むことができるよう支援を 行います。

- ・多言語による生活情報の発信
- ・日本語学習の場の提供
- ・適正就労のための啓発の推進
- ・相談体制の充実

担当課	主な事業	施策の方向
総合政策課	 ○国際理解教室 ○国際交流サロン ○国際交流イベント ○日本文化体験研修 ○外国人相談窓口 ○日本語教室 ○日本家庭料理教室 ○日本語スピーチコンテスト ○外国人住民のための防災教室 ○広報PR事業 	①②
人権・男女共同参画課	○大平隣保館主催事業 (日本語講座) ○人権教育啓発推進事業	①②
学校教育課	○小学校外国語活動及び、小中学校外国語科の授業の充実○多言語による進学・学校生活ガイダンス○外国人児童生徒への日本語指導及び適応指導	①②



7 インターネットによる人権問題

(1) 現状と課題

インターネットは、スマートフォンやタブレット端末等の普及により、私たちの身近なものとなり、情報入手やSNS*(ソーシャルネットワーキングサービス)の利用による情報の発信・交換等が簡単にできるなど、その利便性はますます向上しています。

しかし、インターネットは、情報発信が技術的・心理的に容易にできる利便性がある反面、発信者側に匿名性があるといった面があり、さまざまな問題が発生しています。特に特定の個人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などの人権を侵害する情報や個人のプライバシーに関する情報がインターネットの掲示板に掲載されるなど、個人情報の不正な取り扱いが問題となっています。

また、高度なAI技術によって、人間のように自然な会話ができるAIチャットサービスとしてチャット GPT*が、令和4(2022)年II月に公開され、生成した文章の見事さや人間味のある回答が大きな 話題となりました。しかし、個人情報の取り扱いや意図せず著作権を侵害する可能性があるなど、課題 も注視していかなければなりません。

本市では、インターネットによる人権侵害への適切な対応を図るとともに、個人情報保護の観点から、本市で保有する個人情報の適切かつ厳重な管理に努めており、引き続きインターネット上の差別事象等の削除要請を目的にモニタリング作業を実施していく必要があります。また、SNS*が年少者の性被害・闇バイト*勧誘被害等の端緒(たんしょ)になりがちなことから、身を守るためにも未成年者へのネットリテラシー*教育が重要です。市内各小・中学校の年間指導計画において情報モラル*教育及びネットリテラシー*教育を組み入れ、継続的かつ効果的な指導が必要となっています。

市民意識調査(令和4年9月)において多用されたワード ※()件数 誹謗中傷(40)/匿名(29)/SNS*(28)/問題(26)/人権侵害(12)/ 被害(10)/子ども(11)/自殺(8)/犯罪(6)/いじめ(6)/規制(4)

【主な関係法令・計画等】

- ・特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 (プロバイダ責任制限法)
- ・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備等に関する法律(青少年ネット規制法)
- ・消費者教育の推進に関する法律(消費者教育法)
- ・私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ防止法)
- ・個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)
- ・栃木県青少年健全育成条例
- · 栃木県個人情報保護条例
- 第3次栃木市消費生活基本計画

(2)目指す姿

- ・使用のマナーやルールを守ってインターネットの安全な利用ができている。
- ・児童生徒の情報活用能力の向上により、情報モラル*を身につけて、よりよいコミュニケーションツールとして安心しながら利用されている。

【成果・活動指標】

第3次栃木市消費生活基本計画 施策 3-1-3高齢者・障がい者・若年者などのぜい弱な消費 者への救済支援

区分	指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
3-1-3	高齢者を対象としたネット安全教室の実施 回数	回	_	4

(3) 施策の方向

① インターネットの適正な利用に関する教育・啓発の推進

個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深め、利用者一人ひとりが情報の収集・発信における個人の責任や情報モラル*について理解し、情報モラル*を醸成するための啓発活動を推進するとともに、ネットリテラシー*の向上に努めます。また、インターネットによる差別的表現の流布や人権を侵害する情報の掲載については、法務局など関係機関と連携して適切に対応します。

また、ネット上の消費者トラブルに巻き込まれやすい高齢者、障がい者、若年者を中心に、ネット安全教室の開催や啓発など、多様な消費者に向けた対策を行っていきます。

- ・インターネット上での人権意識の醸成
- ・インターネット等による人権侵害への支援

担当課	主な事業	施策の方向
市民生活課	○学校等へのIT出前講座 ○高齢者を対象としたネット安全教室	①
人権・男女共同参画課	○人権教育啓発推進事業 ○モニタリング事業*	①
学校教育課	○情報モラル*教育の充実	①

8 多様な性にかかわる人権

(1) 現状と課題

本市においては、平成31(2019)年3月に「多様な性を知りサポートするためのガイドライン」を 策定し、職員が取り組むべき姿勢や考え方、施設の管理運営の在り方について示しました。また、 「栃木市パートナーシップ宣誓制度*」を令和2(2020)年11月に導入しました。栃木県において も令和4(2022)年9月に同様の制度が導入され、行政独自の制度により、性的マイノリティ* (LGBTQ等*)の方々が、自分らしく生きることのできる社会づくりが進められています。また、国においては、性的指向*およびジェンダーアイデンティティ*の多様性に寛容な社会の実現に資することを 目的とする「性的指向*及びジェンダーアイデンティティ*の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が令和5(2023)年6月16日に国会で成立し、23日に施行されました。

性のあり方は多様であり、性自認*(自分の性をどうとらえているか、心の性)では、違和感のない人もいれば、違和感のある人もいます。今の社会における性の「普通」とは、「典型的な男・女」の2通りであり、それ以外である性的マイノリティ*の方に対しては、知らず知らずに「普通でない人」というレッテルを貼ってしまっています。その人たちは、社会の中で偏見の目にさらされることを恐れ、カミングアウト*できない人も数多く見られ、「生きづらさ」や「居場所のなさ」を社会に対して発信できずにいます。様々な場面で問題を抱えているその困難に気づき、他者への理解を深め、個を尊重する社会の構築を進めていく必要があります。

市民意識調査(令和4年9月)において多用されたワード ※()件数理解(28)/差別(9)/同性(6)/多様性(3)

【主な関係法令・計画等】

- ・性同一性障害*の性別の取り扱いの特例に関する法律(性同一性障害*特例法)
- ・性的指向*及びジェンダーアイデンティティ*の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 (LGBT*理解増進法)

- ・決めつけや思い込みによる偏見を持つことなく、職員が性的マイノリティ*(LGBTQ等*)の当事者の心情に寄り添う対応ができている。
- ・多様な性のあり方に対する理解を深めるとともに、性的マイノリティ*の子どもたちへの支援 体制を整えることで、すべての子どもたちが安心して学校生活を送ることができている。
- ・自認する性が尊重されている。

【成果・活動指標】

区分	指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
-	多様な性を理解するための教職員向け研 修会の開催	回	0	1

(3) 施策の方向

① 人権意識の推進と支援

本市では、性的マイノリティ*の人への偏見や差別等の人権問題を解消するため、多様な性の あり方に対する理解を深めるための教育・啓発を進めます。

また、不要な性別欄等の現行制度を見直し、性的マイノリティ*の方々の生きづらさの解消に努め、LGBTQ等*の理解と支援を図ります。

- ・多様な性への正しい理解促進
- ・人権意識の高揚
- ・関係機関と連携した支援

担当課	主な事業	施策の方向
総務人事課	○人権(多様な性)についての研修	①
人権・男女共同参画課	○人権教育啓発推進事業 ○栃木市パートナーシップ宣誓制度*	①
学校教育課	○人権教育の充実	①

9 働く人の人権

(1) 現状と課題

日本国憲法では、国民の勤労に関する規定として、職業選択の自由や勤労の権利等を保障しています。また、労働基準法により、労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならないことや、労働者と使用者が対等の立場において決定することなどが規定されています。

令和4(2022)年9月の市民意識調査では、長時間労働、非正規就業や所得格差、職場でのさまざまなハラスメント(嫌がらせ)、障がい者や外国人の雇用や処遇、男女の均等待遇や仕事と生活(家事・子育て)の両立支援などの課題が指摘されています。さらに、最近では、カスハラ(カスタマーハラスメント)*から就労者を守る取り組みの必要性が指摘されております。

このような社会情勢の変化に伴い、就労者を取り巻く環境や課題に対しての就労支援や、多様化、 複雑化している労働相談の充実など、変化に応じた支援策が必要となっています。

市民意識調査(令和4年9月)において多用されたワード ※()件数 長時間労働(48)/パワハラ*(54)/セクハラ*(28)/非正規雇用(50)/ 待遇(17)/職場環境(6)/人権(6)/労働時間(6)/働きやすい環境(5)/ サービス残業(5)/時間外労働(3)

【主な関係法令・計画等】

- · 労働基準法
- ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (男女雇用機会均等法*)
- ・労働安全衛生法
- ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章
- ・栃木市職員のハラスメント防止に関する規程
- ・栃木市職業生活における女性活躍推進計画
- ・栃木市職員笑顔の子育て&女性活躍サポートプラン

- ・事業所における人権意識が向上し、ハラスメントがない明るく安心して働くことができる 職場となっている。
- ・事業主や勤労者等がワーク・ライフ・バランスを意識しながら、「仕事」と「家庭(生活)」 の両方を充実させた働き方を目指すことで、一人一人がやりがいや充実感を持って働ける 社会となっている。

【成果・活動指標】

第 2 次栃木市総合計画 施策 3-5-1 学校や地域における教育環境の整備 5-3-3 ダイバー シティ* 社会への取組

区分	指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
3-5-1	時間外勤務時間Iか月45時間以内の教職 員の割合	%	45.	100
5-3-3	ワーク・ライフ・バランス関連講座回数	回	4	34

(3) 施策の方向

① 職場における人権意識の推進と支援

長時間労働の抑制に向けて、企業や関係機関への働きかけを進めていくとともに、働きやすい環境づくりのための育児、介護休業制度の普及・促進を図り、仕事と子育て・介護の両立支援を進めるための情報提供や意識啓発に努めていきます。

- ・働きやすい職場環境づくりの推進
- ・仕事と家庭の両立(ワーク・ライフ・バランス)のための支援
- ・働きがいのある人間らしい仕事(ディーセントワーク)の推進

担当課	主な事業	施策の方向
総務人事課	○ハラスメント研修○イクボス*宣言の実施○特定事業主行動計画の推進	(
人権・男女共同参画課	○育児、介護休業制度等の普及・啓発○人権教育啓発推進事業	\bigcirc
商工振興課	 ○企業で働く人のための人権啓発冊子送付 ○働き方改革講演会の実施 ○働く場における労働環境向上のための啓発 ○働く場におけるハラスメント防止対策の推進 ○女性の起業に関する支援 ○働く場における男女格差解消の推進 ○女性活躍推進に積極的に取り組む事業所の支援 ○仕事と家庭の両立(ワーク・ライフ・バランス)のための支援 ○育児、介護休業制度等の普及・啓発 	\oplus
教育総務課	○学校業務適正化事業	①

10 災害に伴う人権問題

(1) 現状と課題

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災及びこれに伴う原子力発電所の事故においては、避難生活の長期化に伴うトラブルや原発事故に伴う風評からの偏見、差別等についての人権問題が発生しました。

本市においては、平成27(2015)年9月の関東・東北豪雨、さらに、令和元(2019)年10月の東日本台風により大規模な被害を受けました。令和5(2023)年7月現在においても、北九州や日本海側での洪水や土砂崩れ、内水氾濫*等による大規模な被害が報告されています。

また、令和5(2023)年7月に国連・グテーレス事務総長が、「地球温暖化の時代は終わり、地球 沸騰の時代が到来した。」と発言したように、世界各地で高温を記録した報道が相次ぎました。日本 においても、熱中症で命を落とすなどのニュースが続いています。

近年多発する豪雨、地震等による自然災害により、周辺住民への避難指示が出される機会が増えています。避難生活でのプライバシーの確保のほかに、介護の必要な人、妊産婦、乳幼児、難病患者、日本語の話せない外国人など、避難者の多様なニーズに対応した支援や配慮の必要性などが改めて認識されることになりました。

さまざまな災害が起こり得る意識を持ち、不安な状況下にあっても、互いの人権が十分尊重される よう取り組みが求められています。

市民意識調査(令和4年9月)において多用されたワード ※()件数 精神的(9)/被災者(6)/不安(5)/ケア(6)/ショック(4)/被害(4)/ 将来(3)/援助(3)

【主な関係法令・計画等】

- · 災害対策基本法
- · 厚生労働省防災業務計画
- · 栃木市地域防災計画

- ・関係各所との連携を図り、被災者に寄り添った十分な支援ができている。
- ・日本の災害に不慣れな外国人が災害情報を共有でき、十分な支援が受けられている。

【成果・活動指標】

第2次栃木市総合計画 施策 1-1-2 防災・危機管理の強化

区分	指標名	単 位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
1-1-2	自主防災組織*の組織数	組織	65	115
1-1-2	防災協定締結数	件	99	120

(3) 施策の方向

① 人権尊重の視点に立った災害対応の推進

本市では、「栃木市地域防災計画」に基づき、災害時における要配慮者や性別等によるニーズの違いなど多様な視点に十分配慮するよう努めるとともに、人権侵害を許さない教育・啓発に努めます。

- ・災害に伴う人権意識の醸成
- ・心のケアとサポート体制の推進
- ・防災分野における男女共同参画意識の推進

担当課	主な事業	施策の方向
危機管理課	○出前講座(防災対策について)	①
総合政策課	○外国人住民のための防災教室	①
人権・男女共同参画課	○防災における男女共同参画の推進○人権教育啓発推進事業	①
予防課	○婦人防火クラブ運営支援○出前講座(防災対策について)○火災予防啓発及び住宅用火災警報器の普及啓発活動	①

11 感染症にかかわる人権問題

(1) 現状と課題

令和2(2020)年からの新型コロナウイルス感染症の流行において、我々は感染症に対する知識や理解の不足から、社会生活の様々な場面で、特に患者やその家族、医療従事者に対し、差別やプライバシー侵害などの人権問題に直面しました。

エイズ*(後天性免疫不全症候群)においては、HIV*(ヒト免疫不全ウイルス)の感染力は弱く、日常生活で感染することはありませんが、医学的に見て不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識の結果、患者や元患者、その家族に対する様々な人権問題が生じています。

ハンセン病*においても、菌の感染力は弱く、適切な治療を行えば治る病気ですが、平成8(1996)年に、らい予防法が廃止されるまで、患者の隔離政策がとられてきました。現在、療養所で生活している方々は、既に治癒しているにもかかわらず、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などと関係を断たれ、今も残るハンセン病*に対するそれまでの認識の誤りによる社会の偏見や差別、自身の高齢化などの理由で社会復帰が困難な状況にあります。

これらの感染症をめぐる状況は、その時代の医療水準や社会環境により変化するものですが、患者の方々の置かれている状況を踏まえ、患者やその家族、医療従事者に対し人権に配慮した適切な対応が求められます。

本市においても誤った知識や風評等に基づく偏見や差別の解消を目指し、教育・啓発活動を推進していくことが必要となっています。

市民意識調査(令和4年9月)において多用されたワード ※()件数理解(15)/差別(5)/偏見(6)/過大(4)/過剰(3)/不安(3)

【主な関係法令・計画等】

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症予防法)
- ・ハンセン病*療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(ハンセン病*補償法)
- ・ハンセン病*問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病*問題基本法)
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法

(2)目指す姿

- ・感染症予防の推進に加え、「不安を差別につなげない」ために偏見や差別意識の解消を意識 した啓発事業の充実が図られている。
- ・未知の感染症が発生した際にも人権を守り、感染症対策を行う体制が整備されている。

【成果・活動指標】

区分	指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
-	人権施策を記載した新型インフルエンザ等 行動計画の策定	ı	記載なし	記載あり

(3) 施策の方向

① 正しい理解と人権意識啓発の推進

HIV*感染者、ハンセン病*患者、新型コロナウイルス感染者その他の感染症患者及び元患者並びに医療従事者等の人権を守るための啓発活動を行い、感染症等に対する正しい理解を深め、偏見や差別意識の解消を図っていきます。

- ・偏見や差別意識の解消
- ・支援体制の推進

担当課	主な事業	施策の方向
人権・男女共同参画課	○人権教育啓発推進事業 ○ホームページ等を利用した啓発	①
健康増進課	○新型インフルエンザ等対策行動計画の改定 ○新型コロナウイルス感染症対策事業 ○世界エイズ*デーのポスター掲示を通じたHIV*に関する知識 の啓発	①

1 2 犯罪被害者とその家族の人権

(1) 現状と課題

犯罪被害者とその家族は、犯罪そのものやその後遺症、仕返しへの不安、捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担、失業、転職などによる経済的困窮など日常生活に大きな影響を受けています。また、精神的、肉体的、経済的に苦しめられるだけでなく、マスメディアによる行き過ぎた犯罪報道によるプライバシー侵害や名誉棄損、過剰な取材による平穏な日常生活の侵害等の二次的被害も懸念されています。

国は、平成17(2005)年に「犯罪被害者等基本法」を施行するとともに、「犯罪被害者等基本計画」を策定し、総合的な犯罪被害者等への支援対策を推進してきたところですが、平成28(2016)年には「第3次犯罪被害者等基本計画」を策定し、さらなる犯罪被害者等の権利や利益を保護するための制度整備の強化を図っています。

栃木県においては、平成22(2010)年3月に県の実状に応じた犯罪被害者等への支援施策を体系化した「栃木県犯罪被害者等支援基本計画」を策定し、5か年の期間終了後も、引き続き「県民の誰もが安心して暮らすことのできるとちぎ」の実現に向け、平成28(2016)年3月に「第2次栃木県犯罪被害者等支援基本計画」を策定しました。

本市においても、犯罪被害者等が安心で安全な生活を送るため、令和4(2022)年9月に「栃木市犯罪被害者等支援条例」が施行されました。犯罪行為により被害を受けた被害者遺族、本人に対し一日も早く平穏な暮らしを取り戻す一助として、見舞金を支給しています。市民一人ひとりが被害者の置かれている状況を理解し、社会全体で犯罪被害者等を支えていく気運を醸成するとともに、カウンセリングによる被害者の心身の負担軽減と早期回復を図るなど、支援体制の強化が求められています。

市民意識調査(令和4年9月)において多用されたワード ※()件数偏見(II)/2次被害(5)/プライバシー(5)/ケア(4)

【主な関係法令・計画等】

- ・犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(犯罪被害者支援法)
- ・犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(犯罪被害者保護法)
- · 犯罪被害者等基本法

- ·第4次犯罪被害者等基本計画
- ・栃木県安全で安心なまちづくり推進条例
- ·第3次栃木県犯罪被害者等支援基本計画
- · 栃木市犯罪被害者等支援条例

(2)目指す姿

・犯罪被害者遺族、重傷病を負った犯罪被害者の方に対し、一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、迅速な支援が行われている。

【成果・活動指標】

区分	指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
_	遺族見舞金支給率	%	-	100
_	重傷病見舞金支給率	%	_	100

(3) 施策の方向

① 人権意識啓発の推進と支援

犯罪被害者等の人権が尊重されるよう関係機関と連携し、自立支援に努めます。また、市民 一人ひとりが犯罪被害者等の人権に配慮できるよう、教育・啓発を推進します。

・相談・支援体制の強化

担当課	主な事業	施策の方向
交通防犯課	○犯罪被害者等支援事業	①
人権・男女共同参画課	○人権教育啓発推進事業○ホームページ等を利用した啓発	①

13 刑を終えて出所した人の人権

(1) 現状と課題

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見・差別は根強く、本人に更生の意欲があっても、身元の引き受けが難しいことや就労、住居の確保が困難であるなど社会復帰において現実は、極めて厳しい状況にあります。

刑務所を満期で出所した人のうち、約5割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所しています。(栃木市再犯防止推進計画(R3.1策定)より)本市においても、生活の安定のための就労と住居の確保は、再犯防止に向けた重要な課題でありますので、協力団体や関係機関等と連携のうえ、利用可能な既存の制度等を活用し、一人ひとりの状況に応じた就労や住居の支援を行います。

本市においては、更生保護法人栃木明徳会にて、女性入所者の問題特性に焦点を当て、心身の調和と自己統制力及び適切な自己表現力を養い、また、社会内での適切な対応力や社会生活における常識的な金銭感覚を習得するため、明徳会独自のプログラムである「セルフコントロールプログラム」を始めとする様々な取り組みを行っています。

このように、刑を終えて出所した人が、社会復帰するためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族をはじめ、職場や地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、偏見や差別意識を解消し、包括的な支援体制の強化が求められています。

市民意識調査(令和4年9月)において多用されたワード ※()件数差別(5)/偏見(3)/就職(3)/職場(2)/職場復帰(2)

【主な関係法令・計画等】

- · 更生保護事業法
- ・再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)
- ・更生保護法
- ・再犯防止推進計画加速化プラン
- ·第二次再犯防止推進計画
- ·栃木県再犯防止推進計画
- · 栃木市再犯防止推進計画

(2)目指す姿

・刑を終えて出所した人が地域社会の一員として、円滑な社会生活が営まれている。

【成果・活動指標】

栃木市再犯防止推進計画(R3.1策定)

区分	指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
_	更生保護法人栃木明徳会における自立更 生の相談達成率	%	100	100

(3) 施策の方向

① 人権意識啓発の推進と支援

刑を終えて出所した人が社会の一員として生活できるように、偏見・差別を解消するための教育・啓発並びに自立更生の促進に関する取り組みを実施します。

担当課	主な事業	施策の方向
総務人事課 福祉総務課	○市での雇用を通じた就労支援	①
人権・男女共同参画課	○人権教育啓発推進事業	①
福祉総務課	○社会を明るくする運動 ○更生保護法人栃木明徳会における自立更生の促進に関する 取り組み ○各種メディアを活用したPR	①
建築住宅課	○市営住宅提供事業の実施	①

14 ホームレス*等生活困窮者にかかわる人権

(1) 現状と課題

自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレス*となり、健康で文化的な生活ができない人々が多数存在しており、嫌がらせや暴力の被害に遭うなど、人権侵害が起こっています。

また、生活困窮者の中には、病気や障がい、DV*、虐待、不登校、ひきこもりなど、多くの課題を抱え、偏見や差別等により自己肯定感や自尊感情を失っている方もいます。支援にあたっては、相談者一人ひとりをかけがえのない存在として、その尊厳を守ることが必要です。 国は、平成27(2015)年に施行した「生活困窮者自立支援法*」により、生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援の強化を推進する一方、ホームレス*対策については「ホームレス*の自立の支援等に関する特別措置法」の趣旨を踏まえ、ホームレス*の人権の擁護を推進することが必要であるとしています。

ホームレス*を取り巻く課題を解決していくためには、住民の理解と協力を得て、地域社会の中で 自立した日常生活が可能となるように支援していくことが必要です。

また、生活困窮者は病気で働けない、引きこもり、負債を抱えているなど、複合的な課題を抱え、社会とのつながりが薄れている状況があります。自ら行政サービス等にアクセスできない状態も考えられ、アウトリーチ*等による地域包括的支援体制により、日常生活や社会生活における自立をサポートしていくことが重要です。

市民意識調査(令和4年9月)において多用されたワード ※()件数 差別(4)/偏見(2)

【主な関係法令・計画等】

- ・ホームレス*の自立の支援等に関する特別措置法(ホームレス*自立支援法)
- ・ホームレス*の自立の支援等に関する基本方針
- ·生活困窮者自立支援法*

- ・ホームレス*に対する誤解や偏見を解消するための教育・啓発活動を推進するとともに、生活困 窮者対策に総合的に取り組み、生活困窮者の自立支援に取り組んでいる。
- ・生活困窮者の身体的・精神的状況及び日常生活管理能力、社会適応能力など有する能力を把握した上で自立阻害要因を分析し、それに応じた支援を行い、それぞれの能力や状況に応じて 経済的な自立だけでなく、日常生活や社会生活における自立についても支援している。

【成果・活動指標】

第2次栃木市総合計画 施策 4-2-4生活困窮者等への支援の充実

区分	指標名	単 位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
4-2-4	就労により自立した年間世帯数	世帯	21	30

(3) 施策の方向

① 人権意識啓発の推進と支援

本市では、今後の社会情勢や雇用情勢等を踏まえ、ホームレス*等の生活困窮者の自立支援を 促進するとともに、偏見・差別を解消するための教育・啓発を図り、生活困窮者対策に総合的 に取り組みます。

担当課	主な事業	施策の方向
福祉総務課	○行旅死病人*救助事業 ○生活困窮者自立支援事業	①



15 アイヌの人々の人権

(1) 現状と課題

アイヌの人々は、古くから北海道などに居住していた民族で、自然と共生し、固有の言語であるアイヌ語や伝統儀式、固有のアイヌ模様等、豊かな文化を発展させてきました。江戸末期に国境画定を進めていた幕府は、アイヌの居住地をアイヌの人々の意に関わらず日本の領土であると主張しました。明治に入って、蝦夷地が北海道と改称されるとともに、大規模な移民により北海道開拓が進められ、全国的な租税制度の確立のための近代的土地所有制度の導入により、アイヌの人々は狩猟、漁労、採取などの場を狭められ、さらに狩猟、漁労の禁止も加わり貧窮を余儀なくされました。また、政府はアイヌの人々に対して、アイヌの生活習慣や様式を無視して日本語の使用や日本式の姓名を名乗ることを強制しました。その結果、現在においてもアイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、他の人々と格差が認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題が生じています。

本市においても、アイヌ固有の文化や伝統に対する正しい認識と理解を深め、人権尊重の観点から民族の尊厳を尊重する社会の実現を目指し、関係機関と連携協力を図り、教育・啓発を推進していくことが重要です。

市民意識調査(令和4年9月)において多用されたワード ※()件数 差別(4)/理解(2)/偏見(I)

【主な関係法令・計画等】

・アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策 推進法)

(2)目指す姿

・アイヌの人々の伝統・文化が尊重され、民族の尊厳が尊重されている。

【成果・活動指標】

区	分	指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値(令和9年度)
_		社会科を中心としたアイヌの人々や文化の 理解を深めるための授業を実施した学校数	校	市内全校 (42校)	市内全校 (42校)

(3) 施策の方向

① 人権意識啓発の推進

本市では、民族としての誇りを尊重する社会を目指して、アイヌの人々の伝統と文化について理解し、尊重するための教育・啓発に努めます。

担当課	主な事業			
人権・男女共同参画課	○人権教育啓発推進事業 ○ホームページ等を利用した啓発	Θ		
学校教育課	○人権学習の充実	①		



16 北朝鮮による拉致問題

(1) 現状と課題

北朝鮮による拉致問題は深刻な人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる 重大な問題であることを認識する必要があります。

政府は平成22(2010)年までに17名を北朝鮮による拉致被害者として認定しています。平成14(2002)年に5名の拉致被害者が帰国しましたが、その後問題解決に向けた具体的な北朝鮮の行動はありません。

拉致問題を含む北朝鮮による人権侵害問題についての国民の関心と認識を深めるため、毎年12月10日から16日までの1週間は、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。また、全ての拉致被害者を一刻も早く帰国させるように、被害者の祖国日本と北朝鮮を隔てる「日本海の青」、被害者と御家族を唯一結んでいる「青い空」をイメージして、拉致被害者の救出を求める国民運動であるブルーリボン運動を展開しています。

国は、平成23(2011)年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を一部変更し、「各人権課題に関する取組」の中に「北朝鮮当局による拉致問題等」を追加し、問題解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが必要としています。拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるための取り組みを積極的に推進し、拉致問題の解決には、国内世論及び国際世論の後押しが重要であるとの観点から、拉致問題に関する国内外の理解促進に努めています。

国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、北朝鮮による拉致問題についての市民の関心と 認識を深めていくとともに、この問題が在日韓国人・朝鮮人の人々等への差別につながることがない よう意識啓発等の取り組みが必要です。

市民意識調査(令和4年9月)において多用されたワード ※()件数 人権侵害(4)/政府(2)/世界(2)/責務(2)

【主な関係法令・計画等】

- ・ 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律 (北朝鮮人権侵害対処法)
- ・ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(拉致被害者支援法)

(2) 目指す姿

・朝鮮による拉致問題の真相が明らかとなり、すべての拉致被害者の安全が確保され、帰国 できるよう北朝鮮との協議を求める世論ができている。

【成果・活動指標】

区分	分	指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
_		ブルーリボン運動	箇所/年	3	3

(3) 施策の方向

① 人権意識啓発の推進

本市においても、多くの市民が拉致問題への関心と理解を深めることができるよう、教育・啓発に努めます。

担当課	主な事業	施策の方向
人権・男女共同参画課	○北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12月10日から16日まで)のブルーリボン運動○人権教育啓発推進事業○ホームページ等を利用した啓発	①

17 その他の人権問題

これまでに挙げた他の人権問題、例えば、性的搾取*、強制労働等を目的とした人身取引や社会環境の変化等に伴い新たに生じる人権問題などに対し、すべての人の人権が尊重される社会を目指し、あらゆる機会を通じて人権教育・啓発の推進を図り、相談・支援など包括的に問題解決を推進していきます。マジョリティ(社会的に強い立場である人、多数派)に対し、マイノリティ*(社会的に弱い立場にある人、少数派)は、声を上げづらい現状を認識し、「マイノリティ*の人権」を尊重して公平な社会を目指します。



「こころ」 栃木市立栃木中央小学校 6 年 松本 紗葵 さん



「だれもが大切」 栃木市立栃木中央小学校 6 年 **青木 もも** さん



「人の気持ちを考えよう」 栃木市立栃木第四小学校6年 高坂 杏子 さん

令和5年度こどもの人権絵画コンテスト作品(優良賞) (主催 宇都宮地方法務局・栃木県人権擁護委員連合会)

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 推進体制

市民の誰もが心豊かに暮らせる社会の実現を目指すため、本計画を十分踏まえ、市の全庁的 組織である「栃木市人権施策推進本部*」のもと、関係各課と緊密な調整を図り、総合的かつ 効果的な施策の遂行に努めます。

(2) 国及び県との連携

人権施策の推進にあたっては、国、県、市がそれぞれの立場から様々な取組を行っており、 国内外の計画や方針の積極的な情報収集に努め、整合性に配慮するとともに、より効果のある 施策の推進を図ります。

また、人権尊重の社会づくりを進めるには、相互の緊密な連携のもと協力体制を強化した幅 広い取組が必要です。このため、宇都宮地方法務局栃木支局・真岡支局とそれぞれの管内の市 町で組織する「栃木・真岡人権啓発活動地域ネットワーク協議会*」のもと、多面的かつ広域 的な取組を進めるための緊密な協働*・連携を図ります。

(3)企業、団体等との連携

人権施策の推進に当たっては、行政だけでなく、市民や企業、団体、マスメディア、NPO*、ボランテイア等における自主的、主体的な活動が不可欠であり、企業や団体等が、柔軟かつ特徴ある活動を生かして市民への積極的な人権教育・啓発に関われるような取組を支援するとともに、協働*・連携を進めます。

○計画の推進体制図



国栃木県関連自治体



連携・<mark>協働*</mark> 施策の実施



計画策定の 意見聴取



栃木市人権施策推進プラン





施策進行管理

計画策定

栃木市人権施策推進審議会*

構成員

- ・識見を有する者
- ・関係団体の代表者
- ・公募による市民
- 市議会議員

計画の諮問





人権施策諮問

庁内組織

- 〇栃木市人権施策推進本部*(部長級)
- 〇幹事会 (課長級)
- ○検討部会 (関係係長級)

2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

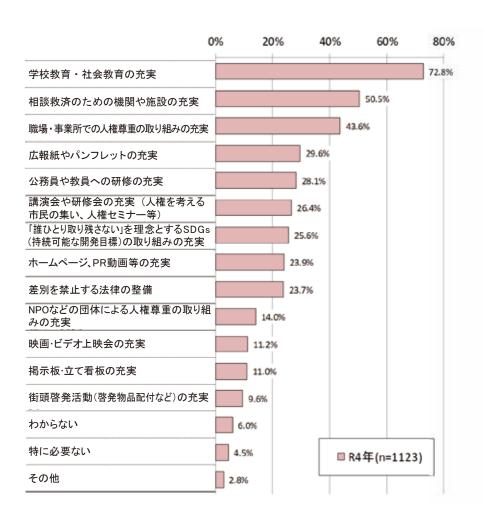
生活や価値観の多様化、個人の権利意識の高揚によって、人権についての重要性を多くの人が意識するようになっています。人権問題が多様化する中で、積極的かつ継続的な人権意識を深めることが必要になっており、あらゆる場を通じて、人権意識の向上を図るための啓発活動を推進します。

令和4年の市民意識調査によると、「"人権のまち"をつくるためには、今後、必要なこと」という問いに、「学校教育・社会教育の充実」(72.8%)(平成29年61.5%)、次いで「相談・救済のための機関や施設の充実」(50.5%)(平成29年30.6%)、「職場・事業所での人権尊重の取り組みの充実」(43.6%)(平成29年31.0%)、が多くなっています。

本計画の基本理念である「こころ和み、みんな笑顔のあったか"とちぎ"」の実現を目指して、すべての人の基本的人権を尊重する施策を積極的に進めていく必要があります。

【市民意識調査】

問 "人権のまち"をつくるためには、今後、どのようなことを行う必要があると思いますか?



(1)保育園・幼稚園・学校等

保育園・幼稚園・学校では、未来を担う子どもたちがバランスの取れた人権感覚を身に着ける 重要な時期です。様々な人権問題に関わる差別意識の解消を目指し、教育活動の中に人権教育 を適切に位置づけ、積極的に人権教育・啓発を推進します。また、家庭や地域社会と連携して、人 権についての理解を深める学習や研修の機会を提供します。

また、いじめ、不登校、暴力、子どもの貧困、ヤングケアラー*等の問題を抱える児童生徒に対す る取組や支援が机上の理解にとどまることがないよう、指導方法の研究・充実や、児童生徒の人 権侵害に対する相談支援体制の強化に努めます。

【主な取組】

- ・発達段階に応じた人権教育 ・指導内容・方法の改善及び充実
- ・相談体制の充実

(2)家庭・地域社会

家庭は、命を大切にし、人を思いやる心を育て、人間の尊厳を理解する最も身近な場です。特に 子どもにとって、基本的な生活習慣やマナーなどの人格形成についての大切な場であるとともに、 家庭で受ける愛情から生まれる自己肯定感を基礎として、自他共に尊重する心を育てる場である と考えられます。また、家庭の状況も多様化し、ヤングケアラー*の問題も指摘されています。そのた め、家庭で人権意識を身に付けることができるよう、多面的な支援の充実に努めます。

また、本来、地域社会は様々な人との関わりや実際の体験を通じて、豊かな人間性や社会性を 育む場です。

近年では、単身世帯や外国人世帯が増加し、地域のコミュニティも多様化しています。SDGsの 「誰一人取り残さない」社会を目指し、お互いの性別、文化、生活習慣等の違いを理解し、その違 いを尊重し合うことで、みんなが幸せな社会へとつながります。本市では、市主催による人権講演 会等の人権問題に関する講演会及び研修会を開催し、人権について学習し理解を深める機会の 提供に努めます。

また、地域の団体による主体的な活動を支援します。

【主な取組】

- ・学習の機会及び情報提供の充実・相談体制の充実

- ・学校、地域社会との連携
- ・各種交流事業の支援

(3)職場

近年、企業・事業所等を取り巻く環境は大きく変化しています。世界的規模に広がる経済活動や 人権意識の高まり、働き方改革への対応、女性活躍推進法*の成立やSDGs等への取組、企業や 事業所等は、その活動を通じて社会を構成する一員として社会的に責任を果たしていくことが重要 視されています。

職場においては、雇用関係からパワハラ*やセクハラ*等の各種ハラスメントを受けるケースが見られます。市民意識調査においても、外国人への処遇について問題視する声が上がっています。本市では、各種ハラスメントの排除や就労の機会均等、労働条件の整備等、不当な差別のない誰もが働きやすい職場環境づくりのため、企業・事業所等に対する人権教育・啓発活動を推進します。

特に、企業の経営者や人事担当者などが人権問題について正しい知識と理解を持ち、人権意識を従業員に啓発することが出来るよう職場内研修や啓発活動の実施を推進します。

【主な取組】

- ・情報提供の充実
- ・相談体制の充実

・啓発・研修活動の支援



3 人権に関係する特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進

特に人権に関わりの深い特定の職業従事者は、人権尊重についての理念を十分に理解した上 で職務を遂行しなければなりません。そのため、様々な人権尊重に関する研修を通じて、人権 教育・啓発の推進を図ります。

(1) 市職員

① 行政職員

人権が尊重される社会を実現するために、市職員は「全体の奉仕者」である公務員として、 日本国憲法に保障されている基本的人権の尊重を、業務の遂行を通じて実現することが求められます。職員一人ひとりが、人権に対する正しい知識を深め、業務において人権の尊重に配慮 した主体的な行動ができるよう、職場研修や自己研鑽に努めます。

② 消防職員

消防職員においては、消火活動や救急救命活動等、住民の生命、身体の安全や財産の保護に関わることから、人権に配慮した任務の遂行が求められます。そのため、人権教育・啓発に関する研修及び情報提供の充実に努めます。

(2) 教職員・社会教育関係者

学校等において人権教育の推進を図るためには、学校教育に関わる教職員・社会教育関係者が人権の尊重についての正しい知識を得るとともに、その指導や実践の方法についてさらなる研究と向上に努めます。また、行政・団体等と連携し、学校における児童生徒の人権侵害に関する問題の解決を図るための相談支援体制の充実を図ります。

(3) 医療・保健福祉関係者

医療従事者、保健師、ケースワーカー*、民生委員*・児童委員*、社会福祉施設の職員等の医療や特定非営利活動法人などの福祉関係者は、人の生命や生活に深く関わっていることから、人間の尊厳を幅広く理解し、人権を十分に尊重した姿勢が常に求められます。業務に従事する上で必要な人権尊重についての理解を継続できるよう、人権教育に関する研修を推進します。

(4)マスメディア関係者

マスメディアを通じて様々な大量の情報が大多数の人に届けられ、それは日常生活に大きな影響を与えています。しかし、マスメディアの行き過ぎた取材や偏った報道等が個人のプライバシーや人権を侵害することが問題となっています。マスメディア関係者には、人権に配慮した取材・報道が求められます。一方で、第三者としての立場や大多数の人への情報を伝える特性を生かし、人権意識の啓発を進める広報活動も期待されており、適切な情報活用を図るための啓発に努めます。

4 計画のフォローアップ

本計画に基づく人権施策については、毎年度進捗管理を行い、「栃木市人権施策推進審議会*」 において検証し、その結果を施策の遂行に反映させるよう努めます。

また、本計画は国・県の動向及び社会状況の変化を踏まえた人権施策とするため、5年ごと に見直しを行っていきます。

【成果・活動指標】

第2次栃木市総合計画 施策 6-1基本的人権尊重 6-1-1人権の尊重

区分	指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
6-1-1	人権講演会の参加人数のうち、重要な課題だ と感じた人の割合	%	64.0	80.0
6-1-1	人権講習会、研修会等年間参加者数	人	1,930	4,000

区分	指標名	単位	現状値 (令和4年度) ※市民意識調査	目標値 (令和9年度)
_	日頃から人権を意識して生活している割合	%	78.5	88.5



資料編

1 用語解説

■あ行

□ アウティング

本人の承諾なく、その人の性的指向や性自認を他の 人に暴露する行為のことです。アウティングにより本 人が深く傷つき、それまでの生活が送れなくなること もあります。

□ アウトリーチ

支援を必要とする方を相談窓口で待っているのみでなく、必要な助けが届いていない人に、支援機関などの側から積極的に支援や情報を届ける方法のことです。従来は、困りごとを抱えた人のいる場所に出向く訪問支援全般がアウトリーチと表現されていましたが、近年はその定義が広がっています。

□ あったか電話相談

小中学生を対象としていたこころの悩み電話相談 ダイヤルを一新したもので、対象を一般住民にも拡大 しています。

□ いきいきサロン事業

家に閉じこもりがちな高齢者の社会参加を促し、介護状態の防止や健康寿命の延伸を図ることを目的としたお茶やおしゃべりを楽しめる居場所を提供する個人に対し、その必要経費の一部を補助する栃木市の事業です。

□ イクボス

職場で共に働く部下や同僚のワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の両立)を考え、部下のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司(経営者・管理職)のことです。

□ イノベーション

革新的な技術や発想によって新たな価値を生み出し、 社会に大きな変化をもたらす取り組みを指します。

□ インクルーシブ教育

国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障がい のあるなしにかかわらず、全ての子どもが同じ場で共 に学ぶ仕組みのことです。

□ インフラ

社会や経済、国民の生活を支える基盤のこと。電気やガス、水道、道路、公共交通機関など、わたしたちの生活に必要不可欠な設備やサービスのことを指します。

□ HIV (エイチアイブイ) /エイズ

HIV(ヒト免疫不全ウイルスHuman Immunodeficiency Virus) 感染者は、HIVの感染が抗体検査等により確認 されているが、エイズ(後天性免疫不全症候群AIDS: Acquired Immunodeficiency Syndrome)の特徴的な肺炎や腫瘍などの感染症を発症していない状態の人のことです。

エイズは、HIVに感染し生体の免疫機能が破壊され、 さまざまな感染症を起こしやすくなる病気です。

☐ S N S (IZIZIZ) (Social Networking Service)

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型の サービスのことです。

■ SOS (エスオーエス) ミニレター

法務省の人権擁護機関における取組です。学校におけるいじめや体罰、家庭内での虐待などの問題に対する活動として、全国の小学校・中学校の児童・生徒に「こどもの人権SOSミニレター」(料金受取人払の便兼封筒)を配布し、これを通じて教師や保護者にも便議することができない子どもの悩み事を把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たっています。届いた悩み事には、人権擁護委員や法務局職員が、希望する連絡方法(手紙・電話)で返信をします。

■ NPO (エヌピーオー) (Non-Profit Organization)

特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得している団体です。一般的には、社会的使命を持って自発的・継続的に社会的な責任を持って活動を行う組織のことです。

□ LGBT(エルジービーティー)/LGBTQ(エルジーピーティーキュー)等

LGBTは、性のあり方が少数派の人々を広く表す総称のひとつで、L:レズビアン(女性同性愛者)、G:ダイ(男性同性愛者)、B:バイセクシュアル(両性愛者)、T:トランスジェンダー(生まれた時に割りったられた性別と性自認が異なる人)の頭文字をものです。L・G・B・T以外にも、Q:クエスチョング(自分自身のセクシュアリティを決められない、は、決めない人)/クイア(規範アといる性のあり方以外を包括的に表す言葉)、抱っている性のあり方以外を包括的に表す言葉)、抱っている性のあり方以外を包括的に表す言葉)、抱っている性のあり方以外を包括的に表す言葉)、抱っている性のあり方は多様であり、とびに、様々なセクシュアル(無性愛者=恋愛感情や性愛の感情をいたのとクなれています。性のあり方は多様であり、サティが存在しています。性のあり方は多様であり、性のあり方が少数派の人々を表す総称には、LGBTの等をはじめ、様々な表現が使われています。

□ エンパワーメント

組織を構成する一人ひとりが本来持っている力を 発揮し、自らの意思決定により自発的に行動できるよ うにすることをいいます。

■か行

□ カスハラ (カスタマーハラスメント)

顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為のことです。不当・悪質なクレームは、従業員に過度に精神的ストレスを感じさせ、通常の業務に支障をきたしたり、従業員の離職の原因になることもあります。

□ カミングアウト

自分自身の性的指向や性自認を他の人に打ち明ける こと。

□ GIGA (ギガ) スクール構想

全国の児童・生徒にI人I台のコンピューターと高速ネットワークを整備する文部科学省の取り組みのことです。多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、個別最適化された学びを深めていけるよう、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT(ICT:通信技術を活用したコミュニケーション)環境の実現を目指しています。

□ 共生社会

すべての人々が互いに理解をもって共存し、すべて の文化や考えが互いに交流し合うことのできる社会の ことをいいます。

□ 協働

市民、自治会・町内会、ボランティア団体、NPO、事業者、企業、市などのさまざまな主体が、対等の立場で連携の上、協力し、及び協調して取り組むことをいいます。

□ グローバル教育

テストや受験目的の学力を付ける勉強とは異なり、 物事を世界規模の視野で見て考える力を付けるための 教育方針のことをいいます。自分とは異なる文化・考 え方を理解、尊重し受け入れる寛容さを培うことが重 要とされています。

■さ行

□ ジェンダー (Gender)

「男らしさ」「女らしさ」というような社会的・文 化的に形成された男女の違いのこと。これに対し、生 物学的な性差をセックスといいます。

□ ジェンダーアイデンティティ

令和5(2023)年6月に施行されたLGBT理解増進法においては、「ジェンダーアイデンティティとは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識」と定義されており、その性質は、本人のその時々の主張を指すものではなく、自身の「性」についてのある程度の一貫性を持った認識を指すものと解されています。

□ 自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の 精神に基づき、地域住民が自主的に結成する組織のこ とです。

□ 児童委員

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、 子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ご となどの相談・支援等を行います。

□ シトラスリボン運動

コロナ禍での差別、偏見を耳にした愛媛県の有志による呼び掛けから始まったプロジェクトで、シトラス色のリボンや専用ロゴを身に着つけて、「ただいま」「おかえり」の気持ちを表す運動です。だれもが地域で笑顔の暮らしを取り戻せるようにという願いが込められています。リボンやロゴで表現する3つの輪は、地域と家庭と職場(もしくは学校)を意味しています。

□ 障害者差別解消法

障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指し、平成28(2016)年4月に施行されました。この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

□ グローバル・パートナーシップ

地球規模の協力関係のこと。

□ ケースワーカー

福祉の専門家として病人や身体障がいを抱えている 家族、一人暮らしの高齢者など様々な理由により地域 で福祉サービスを必要としている人に社会福祉の立場 から相談や助言を行い支援する人を指します。

□ 合理的配慮

「障害者権利条約」の第2条で定義が示されている障がいのある人が障がいのない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のことです。

□ 行旅死病人

行旅中の病人で、療養先が見つからず救護人のない 人や、行旅中に死亡し引取者のいない人のことです。

□ 固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」という考え方に代表されるように、個人の個性や能力等によって役割の分担を決めることが適切であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

「合理的配慮の提供」は、これまで行政機関等は義務、事業者は努力義務とされていましたが、改正法により、令和6(2024)年4月から事業者も義務化されることになりました。

□ 情報モラル

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のことをいいます。その内容としては、個人情報の保護、人権侵害、著作権等に対する対応、危険回避やネットワーク上のルール、マナーなどが一般に指摘されています。

□ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(女性活躍推進法)

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するために制定されました。これにより、平成28(2016)年4月1日から、労働者301人以上の企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務付けられることになりました。

□ 人権委員会

国連経済社会理事会の下に置かれた機能委員会で、昭和21(1946)年に発足し、子供の人権、女性の人権、被拘禁者の人権、先住民の人権などをテーマに審議を行いましたが、人権理事会が設立され、人権委員会は平成18(2006)年6月廃止されました。

□ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)

人権擁護推進審議会の答申を受け、平成12(2000)年 12月、人権教育・啓発を推進することを目的として制 定された法律です。

□ 人権擁護委員

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、日常 生活に埋もれている人権問題を救い上げるために、市 町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱された民間ボ ランティアです。人権尊重の理念を国民に広めるため、 法務局職員と共に人権相談や救済、啓発活動をしてい ます。

□ スクールカウンセラー

臨床心理士、精神科医など、児童生徒の臨床心理に 関して高度に専門的な知識・経験を有する者を中学校 等に配置し、児童生徒へのカウンセリングや教職員及 び保護者に対する助言・援助を行います。

□ スクールソーシャルワーカー

教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を有する者で、問題を抱えた児童・生徒に対し、置かれている環境へ働きかけたり関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を行います。

□ ストーカー行為

ストーカー行為とは、同一の者に対しつきまとい等を繰り返して行うことをいいます。「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対するえん恨の感情を充足させる目的で、特定の者又はその配偶者など社会生活において密接な関係を有する者に対し、つきまとい・待ち伏せ・押しかけ・見張り・その他の行為をすることをいいます。

□ 生活困窮者自立支援法

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的として、平成27(2015)年4月に施行された法律です。これに基づき、生活困窮者から就労その他の自立に関する相談を受け、一人ひとりの状況に応じた支援計画を作成して包括的・継続的支援を行う「自立相談支援事業」や、生活相談を受けている世帯の中学生等を対象に進学のための学習や学校授業の補修、進路相談を行う「学習支援事業」を実施しています。

■ 性自認 (Gender Identity)

自分自身の性を自分でどのように認識しているかを示す概念で、「心の性」と言い換えられることもあります。出生時に割り当てられた性別に違和感のない人もいれば、違和感がある人もいます。また、性自認がはっきりしない人や決めない人もいます。

□ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となるよう目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党その他の政治団体の積極的な取り組みの促進などについて定めています。

□ 性的搾取

性的な目的での、相手の脆弱性や力関係、信頼関係に基づく地位を濫用する行為あるいはその試みを意味します。他人を性的に搾取することによる金銭的、社会的、政治的な利得行為も含みます。具体的には、売春、児童ポルノおよび成人ポルノ、性暴力、性的サービスの強要などがあげられます。

□ 性的指向 (Sexual Orientation)

どの性別を好きになるか、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうかを示す概念のことです。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛(ヘテロセクシュアル)、同性に向かう同性愛(ホモセクシュアル)、男女両方に向かう両性愛(バイセクシュアル)を指します。

□ 性同一性障害(がい) (Gender Identity Disorder)

出生時に割り当てられた性と、自分自身が認識している性が一致していない状態を指す診断名です。

令和4(2022)年より世界保健機関(WHO)は、分類を「精神障害」から「性の健康に関する状態」に変更し、名称を「性別不合」に変更しています。

□ 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。

また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」のことをいいます。

□ 成年後見制度

自分の財産の管理や病院、福祉施設等への入退所についての契約を行うことが困難であるなど、判断能力が不十分な方(認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など)を保護し支援する制度です。

□ 世界人権宣言 (Universal Declaration of Human Rights)

昭和23(1948)年12月の第3回国連総会において採択された人権宣言です。基本的人権を確保するために「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を定めています。法的な拘束力を持つものではありませんが、この宣言により人権を守る動きは大きく前進し、その後の各国の憲法や人権条約に強い影響力を与えています。

□ セクシュアル・ハラスメント (セクハラ)

性的いやがらせのことをいいます。性的な言動により他の者を不快にさせ、当該不快を受けた者の就業環境その他の生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた者の対応によって、当該性的な言動を受けた者に不利益を与えることをいいます。

■ SOGI (ソジ) (Sexual Orientation and Gender Identity)

性的指向/性自認の総称のことをいいますが、異性 愛の人も含めて、すべての人が持っている属性です。

□ SOGI (ソジ) ハラ

性的指向や性自認に関連した、差別的な言動や嘲笑、いじめや暴力などの精神的・肉体的な嫌がらせのことをいいます。また、望まない性別での学校生活・職場での強制異動、採用拒否や解雇など、差別を受けて社会生活上の不利益を被ることなどもこれにあたります。

■た行

□ ダイバーシティ

日本語で「多様性」を意味し、人種・性別・宗教・ 価値観など様々に異なる属性を持った人々が、組織や 集団において共存している状態のことです。

□ 多文化共生社会

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違い を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社 会の構成員として共に生きていく社会のことです。

□ 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

□ 男女共同参画社会基本法

男女が対等な立場にある社会の構成員として、あらゆる分野における活動に参画する機会が保障されることにより、誰もが政治的、経済的、社会的及び文化的な利益(暮らしやすさ)を享受でき、かつ、ともに責任を担っていく社会の形成を目指して制定された法律です。なお、「参画」という言葉は、ただ参加する(その場にいる)だけではなく、自分の意思で主体的かつ積極的に加わり、男女がともに考えて実行していくことをいいます。

■ 男女雇用機会均等法

正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といい、募集・採用から定年・退職にわたる雇用管理全般において男女を均等に取り扱うことや、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止、妊娠及び出産後の女子労働者の健康確保などについて規定しています。

■ チャットGPT (ジーピーティー)

与えられたデータから新たな画像・文章・音声などのデータを作り出すことができるAI(人工知能)技術である「生成AI」の一種です。質問したいことを文章で入力すると、人が話すような言葉で回答を返してくれるという特徴があります。

□ 超高齢化社会

総人口に占める65歳以上の人口の割合が21%を超えた社会のことです。

■な行

□ 内水氾濫

下水道等の排水施設の能力を超えた雨が降った時や、雨水の排水先の河川の水位が高くなった時等に、雨水の処理が追いつかず、下水道や水路等から水があふれて浸水被害が発生する現象のことです。

□ 認知症

大人になる過程で身に付けてきた記憶、判断、言語などの精神機能が、脳血管障害やアルツハイマー病などにより次第に低下し、自分らしい暮らしを自立して行うことが困難になっていくものです。

■は行

□ 配偶者暴力相談支援センター

DVに関する相談、情報提供、被害者の一時保護・ 自立支援などを行う機関です。

□ はつらつセンター事業

地域住民の参加協力のもと、家に閉じこもりがちな 高齢者に集まりの場を提供し、生きがいづくりや健康 で元気に生活するための様々な事業を実施する団体に 対し、運営費の一部を助成する栃木市の事業です。

☐ DV (ディーブイ) : (Domestic Violence)

配偶者やパートナーなど、親しい間柄にある者、又はあった者からの暴力のこと。暴力は、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけではなく、暴言、生活費を渡さないなどの精神的暴力や、性行為の強要などの性的暴力も含まれます。また、デートDVとは交際中のカップル間に起こるDVのことです。

□ 登録型本人通知制度

住民票の写し等の不正請求や不正取得による個人の 権利の侵害を防ぐため、住民票の写し等を本人の代理 人や第三者に交付した時に、事前に登録した方に交付 したことを知らせる制度のことです。

□ 栃木市人権施策推進審議会

栃木市における人権尊重の社会づくりに関し、人権施策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、市長の諮問に応じて、人権施策の推進に関する事項を調査審議する機関です。

□ 栃木市人権施策推進本部

栃木市における人権行政の総合的かつ計画的な推進 を目的に、庁内に設置された検討機関です。

□ とちぎ未来アシストネット

学校・地域コーディネーターをつなぎ役として配置し、学校・家庭・地域の連携・協力を組織的に発展させ、より効果的に「学校支援(教育の充実)」や「地域の絆づくり」等を図る栃木市独自の教育システムです。

□ 栃木・真岡人権啓発活動地域ネットワーク協議会

栃木市、小山市、下野市、真岡市、芳賀郡、下都賀郡に所在する人権啓発活動にかかる法務局、人権擁護委員、行政が、連携・協力し、同管内における各種人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的に組織された団体です。

□ 認知症高齢者等SOS (エスオーエス) ネットワーク

認知症の高齢者等が外出中に行方不明になった際に、 市役所、警察、協力事業所、地域住民などが協力し、 行方不明者を早期発見・保護する仕組みです。栃木市 では、ネットワークに登録しておくことで、見守りシ ールの交付や認知症高齢者等個人賠償責任保険などの サービスを利用することができます。

□ ネットリテラシー

ネット上のさまざまな情報の真偽・正確性を判断したり、適切な情報発信ができたりといった、インターネットを適切に使いこなす能力のことです。

□ パブリックコメント

市が基本的な政策等の策定を行う場合に、事前にその案を公表して市民からの意見等を募集し、寄せられた意見等を考慮して市が最終的な意思決定を行う一連の手続をいいます。

□ バリアフリー

障がいのある人にとって社会生活をしていく上での 障壁(バリア)となるものを除去するという意味です。 段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いですが、 障がいをもつ人の社会参加を困難にしている社会的、 制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも 用いられます。

□ パワーハラスメント (パワハラ)

役職などが上層の者が下層の者に対して、その地位 を利用して嫌がらせをすることと考えられていますが、 専門力を利用すれば、部下から上司へ、あるいは同僚 から同僚へ、年上の後輩から年下の先輩へ、年上の同 僚から年下の同僚へも起こりうる場合があります。セ クシュアル・ハラスメントと違い、パワーハラスメン トは性別にかかわらず起こります。

□ ハンセン病

明治6(1873)年、ノルウエーの医師ハンセンが発見した「らい菌」によって起こる感染症で、遺伝病ではありません。感染力が極めて弱い病気で、菌に対する抵抗力が弱いときや、たくさんの菌に繰り返し接触しなければ、うつることはありません。患者の末梢神経や皮膚をおかす病気ですが、発病しても自然に治ることもあり、昭和18(1943)年に「プロミン」という治療薬がこの病気によく効くことが報告されて以来、完全に治る病気となりました。

□ パートナーシップ宣誓制度

同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で、 自治体が独自に「結婚に相当する関係」とする証明書 を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすく する制度です。法律上の効果(婚姻や親族関係の形成、 相続、税金の控除等)を伴うものではありませんが、2 人が互いに人生のパートナーとして、安心して暮らし ていけるよう、その環境づくりを目指すものです。

■ま行

□ マイサポートチーム事業

登録制により、子育て支援コーディネーターが定期的に子育て状況の確認や支援ニーズの確認を行い、児童が18歳になるまで家族をサポートする事業。

□ マイノリティ

多数(マジョリティ)に対し、少数、少数派のこと をいいます。

□ 民生委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている人をいいます。

□ 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)

誰もが潜在的に持っている思い込みのことです。育ってきた環境や所属する集団、過去の経験の中で無意識のうちに刷り込まれた思考の癖により、偏ったモノの見方をしてしまうことをいいます。

☐ PTSD (t°-ティ-エスディ-)

心的外傷後ストレス障害。命の危険を感じたり、自分ではどうしようもない圧倒的な強い力に直面したりといった、精神的衝撃を受ける体験をした後で生じる病気です。自分の意志とは無関係に、その出来事を再び体験しているような感覚に陥ったり(フラッシュバック)、不安や緊張が続いてあらゆる物音や刺激に敏感になったりなど、様々な症状が長期間にわたり続きます。

□ ファミリー・サポート・センター事業

子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)とそのお 手伝いのできる人(提供会員)が登録し、地域での子育 てを相互援助する手助けを行う事業です。

□ フードバンク

安全に食べられるにも関わらず、包装の破損や印字 ミス、過剰在庫、賞味期限が近いなど様々な理由で廃 棄予定の食品を、NPOなどの団体が企業や個人から引き 取って、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償 で提供する活動のことです。

□ ヘイトスピーチ

人種、民族、国籍などの属性を理由として、その属性を有する少数者の集団もしくは個人に対し、差別、憎悪、排除、暴力を扇動し、または侮辱する表現行為などを行うことをいいます。

□ ホームレス

失業などのさまざまな理由により、住む家を失い、 公園、河川、路上、駅の構内などに寝泊まりせざるを えない人のことをいいます。

■ 面前 D V (ディーフ イ)

子どもの目の前で配偶者や家族に対して暴力をふるうことなどを指します。平成16(2004)年児童虐待防止法の改正により、面前DVが心理的虐待に含まれることが明確化されました。

□ モニタリング事業

インターネット上の匿名掲示板などへの差別を助長する書き込み(同和問題など)に対して、モニタリング(監視)を行う事業のことです。悪質な書き込みを発見し、削除の必要があると判断した場合には、法務局等の関係機関と連携しながらプロバイダへの削除要請を行っており、全国の自治体において取り組みが広がっています。

■や行

□ 闇バイト

SNSやインターネット掲示板などで、仕事の内容を明らかにせずに、著しく高額な報酬の支払いを示唆するなどして、犯罪の実行犯を募集するものです。応募してしまうと、詐欺の受け子や出し子、強盗の実行犯などとして利用され、犯罪に加担することになってしまいます。

□ ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものことです。

□ ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、 あらかじめ多様な人々が利用しやすいようにデザイン することをいいます。

2 栃木市自治基本条例

平成24年6月1日 条例第27号

目次

前文

第1章 総則(第1条-第3条)

第2章 自治の基本理念 (第4条)

第3章 自治の基本原則(第5条―第9条)

第4章 市民(第10条—第15条)

第5章 議会(第16条・第17条)

附則

わたしたちのまち栃木市は、栃木県の南部に位置し、 太平山などの山々から関東平野を望む、緑豊かなまちで オ

山々から湧きいずる悠久の流れが、豊かな田園を育み、広大な渡良瀬遊水地は数多くの動植物が生息する貴重な自然環境を形成しています。また、県名発祥の地としての歴史を有し、市内各所に蔵などの伝統的な建造物が数多く残り、地域の誇りとして大切に保存されています。

このまちに住み、働き、学び、活動するわたしたちは、それぞれの個性や立場を尊重し合い、地域の絆やコミュニティを大切にします。そして、地域の魅力や資源を活かしたまちづくりを推進し、活力に満ちて、住みやすく、誰もが未来への希望溢れる栃木市を創っていきたいと考えています。

そのためには、市政の主権者である市民が、まちづくりや市政に積極的に参画し協働することが大切であり、市民の信託を受けた市長をはじめとする市の執行機関と議会は、その信託の重要さを十分に認識して市政運営に当たる責任があります。

わたしたちは、こうした市民を中心としたまちづくり や市政運営を行うことを「市民自治」と考え、その実現 のために、市の自治の最高規範としてこの条例を制定し ます。

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにし、市民の権利及び責務並びに市長等及び議会の権限及び責務を明確にするとともに、市政に関する基本的な事項を定めることにより、協働のまちづくりを推進し、市民自治の実現を図ることを目的とする。(この条例の位置付け)
- 第2条 この条例は、本市の自治の最高規範であり、市は、この条例に基づいて市政運営に当たらなければならない。
- 2 市は、この条例の趣旨にのっとり、市政の推進に向けた基本的な制度の整備に努めるとともに、条例その他の例規並びに計画及び政策の総合的な体系化に努めなければならない。
- 3 市民、議員、市長等及び市職員は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市の市民自治の実現に努めなければならない。 (定義)
- 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意 義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市 内に事務所を置く事業者をいう。
 - (2) 事業者 営利又は非営利の活動、公共的活動その 他の活動を行う団体をいう。
 - (3) 市 議会及び執行機関を含めた基礎的自治体としての栃木市をいう。
 - (4) 市長等 市長及び行政委員会等をいう。

- 第6章 執行機関(第18条—第20条)
- 第7章 情報の共有(第21条―第23条)
- 第8章 参画と協働(第24条-第28条)
- 第9章 市政運営(第29条-第43条)
- 第10章 条例の見直し等(第44条・第45条)
- (5) 行政委員会等 教育委員会、選挙管理委員会、公 平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価 審査委員会をいう。
- (6) まちづくり 住みやすく、活力ある地域社会をつくること、又はそのために行われる全ての公共的な活動をいう。
- (7) 市政 まちづくりのうち、市民の信託に基づき市が行うものをいう。
- (8) 参画 市民が、まちづくり並びに市の政策の立 案、実施及び評価の過程に、責任を持って主体的に 関与することをいう。
- (9) 協働 市民と市が、それぞれの責任及び役割に基づいて、対等な立場で連携協力することをいう。 第2章 自治の基本理念
- 第4条 市民及び市は、次に掲げる理念により、まちづくりを推進するものとする。
 - (1) まちづくりは、市民が主体であること。
 - (2) 市政は、市民の信託に基づくものであること。 第3章 自治の基本原則

(人権尊重の原則)

- 第5条 市民及び市は、一人一人の基本的人権を尊重しなければならない。
- 2 市民は、まちづくりにおいて平等であり、お互いに それぞれの国籍、年齢、性別、心身の状況、社会的又 は経済的状況等の違いに配慮し、それぞれの立場を尊 重しなければならない。
- 3 市は、まちづくりに当たって、市民の個性及び能力 が最大限に発揮できるよう配慮しなければならない。 (自然との共生の原則)
- 第6条 まちづくりは、人と自然との共生を基調として 推進しなければならない。

(情報共有の原則)

- 第7条 まちづくりは、市民と市が情報を共有して推進 しなければならない。
- 2 市が保有する情報は、市民と市が共有する財産である。

(市民参画の原則)

- 第8条 市政は、市民の参画が保障されていなければならない。
- 2 市は、市政に市民の参画を図るための取組を積極的に推進しなければならない。

(協働の原則)

第9条 まちづくりは、市民と市が協働して推進しなければならない。

第4章 市民

(市民の権利)

- 第10条 市民は、次に掲げる権利を有するものとする。 (1) 個人又は個別の事業者として尊重され、快適な環境で、安全で安心して生活を営む権利
 - (2) 行政サービスを受ける権利
 - (3) 市政に関する情報を知る権利
 - (4) まちづくり及び市政に参画する権利
 - (5) 市に対して意見、提案等を表明する権利

(6) 市に対して、自己に関する個人情報の開示、訂正、利用停止等を求める権利

(令5条例2・一部改正)

(市民の責務)

- 第11条 市民は、次に掲げる責務を負うものとする。
 - (1) 基本的人権を尊重し、個人としての尊厳を侵さない責務
 - (2) 自らがまちづくりの主体であることを自覚し、市 民自治を推進する責務
 - (3) 人と自然との共生を基調としたまちづくりを推進 し、自然環境の保全に努める責務
 - (4) 次世代に配慮し、持続可能な地域社会の実現に努める責務
 - (5) まちづくり及び市政への参画に関し、責任ある発言及び行動に努める責務
 - (6) 市政運営に伴う負担を分かち合う責務 (青少年や子ども)
- 第12条 青少年や子どもは、それぞれの年齢等に応じた関わり方でまちづくりに参画する権利を有する。
- 2 市民及び市は、青少年や子どもが、安全で安心して 健やかに育つ環境の整備に努めなければならない。 (令3条例64・一部改正)

(事業者の責務)

第13条 事業者は、その活動を行うに当たり、自然環境及び生活環境に配慮し、地域との調和を図り、住みやすく、活力ある地域社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(地域自治)

- 第14条 市民は、自主的な意思によって、身近な地域 のまちづくりに取り組み、地域自治の推進に努めなけ ればならない。
- 2 市は、市民による地域自治に関する活動について、 その自主性及び自立性を尊重するとともに、必要な支 援を行わなければならない。

(交流)

第15条 市民は、様々な活動を通じて市外の人々と積極的な交流を図ることが期待され、その経験をまちづくりに活かすよう努めるものとする。

第5章 議会

(議会の権限と責務)

- 第16条 議会は、市の重要な意思決定、市政運営に関する監視及び評価、政策の立案等を行う。
- 2 議会は、その権限を行使するに当たり、市民の意思 を適切に反映させなければならない。
- 3 議会は、市民との情報の共有化を図るとともに、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく説明し、開かれた議会運営に努めなければならない。
- 4 議会は、全ての会議(委員会及び地方自治法(昭和 22年法律第67号。以下「法」という。)第100 条第12項の規定による協議又は調整を行うための場 を含む。)を原則として公開しなければならない。
- 5 議会は、市民の意見を議会活動に反映させるため、 公聴会の開催その他必要な措置を講じなければならない。
- 6 その他議会に関し必要な事項は、別に条例で定める。 (議員の責務)
- 第17条 議員は、市民の信託に応え、法令の定めると ころにより公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなけれ ばならない。
- 2 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に努めなければならない。
- 3 議員は、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び 議会運営に反映させなければならない。
- 4 その他議員に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第6章 執行機関

(市長)

- 第18条 市長は、市民の信託に応えるため、指導力を 発揮するとともに、法令の定めるところにより公平、 公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。
- 2 市長は、この条例の自治の基本理念にのっとり、市 民自治の実現に努めなければならない。
- 3 市長は、就任に当たっては、市民自治を実現するため、本市の代表者として公平、公正かつ誠実に職務を遂行することを宣誓しなければならない。
- 4 その他市長に関し必要な事項は、別に定める。 (行政委員会等)
- 第19条 行政委員会等は、その職務に応じて、市長と 同様の責務を負い、法令の定めるところにより公平、 公正かつ誠実に職務を遂行し、市長及び他の行政委員 会等と協力連携して、市政運営に当たらなければなら ない。

(市職員)

- 第20条 市職員は、市民全体の奉仕者として、市民自 治の実現のため、法令の定めるところにより公平、公 正かつ誠実に職務を遂行し、市民の信頼獲得に努めな ければならない。
- 2 市職員は、職員間の連携を密にし、効率的かつ効果的に職務を遂行しなければならない。
- 3 市職員は、職務遂行に当たって、必要な知識の習得、創意工夫、技能向上等に努めなければならない。
- 4 市職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、 地域のまちづくりに積極的に参画するように努めなけ ればならない。

第7章 情報の共有

(情報共有)

- 第21条 市は、市が保有する情報は、市民と市が共有 する財産であるとの認識のもとに、まちづくり及び市 政に関する情報を積極的に公表し、市民に分かりやす く説明しなければならない。
- 2 市は、まちづくり及び市政に関する情報の共有化を 推進するため、次に掲げる制度の整備に努めなければ ならない。
 - (1) 市の情報を分かりやすく提供する制度
 - (2) 市の会議を公開する制度
 - (3) 市民の意見、提言等を市政に反映させる制度 (情報公開)
- 第22条 市は、市民の市政に関する情報を知る権利を 保障するとともに、市民に対する説明責任を果たすた め、市が保有する情報を積極的に公開しなければなら ない。
- 2 前項に定めるもののほか、市が保有する情報の公開 に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(個人情報保護)

- 第23条 市は、自己に関する個人情報の開示、訂正、 利用停止等を求める権利を保障し、市民の権利及び利 益が侵害されることのないよう、市の保有する個人情 報の保護を図らなければならない。
- 2 市民は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の保護に配慮しなければならない。 (令5条例2・一部改正)

第8章 参画と協働

(参画)

- 第24条 市は、市民参画を実現するため、市民がまちづくり及び市政に参画する機会を保障し、参画のための手続を明確にしなければならない。
- 2 市は、市民がまちづくり又は市政に参画しない、又 は参画できないことによって、不利益を受けることの ないように努めなければならない。

(協働)

- 第25条 市民及び市は、まちづくりを推進するため、 協働しなければならない。
- 2 市は、市民の自主的なまちづくり活動を促進するため、必要な支援を行わなければならない。

(住民投票)

- 第26条 市長は、市政に係る重要事項について、直接 住民の意思を確認するため、住民投票を実施すること ができる。
- 2 議員及び市長の選挙権を有する住民の総数の6分の 1以上の連署をもって、市長に対し、住民投票の実施 を請求することができる。
- 3 市長は、前項の規定による請求があったときには、 速やかに住民投票を実施しなければならない。
- 4 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、住民投票の請求及び実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。

(審議会等)

- 第27条 市は、審議会等(法第138条の4第3項に 定める附属機関及び任意設置の附属機関をいう。以下 同じ。)の設置に当たっては、市民の意見をより広く 市政に反映させるとともに、市民の参画及び市民と市 の協働を推進するため、委員及びその他の構成員(以 下「委員等」という。)の一定数以上を公募しなけれ ばならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該 当する場合は、公募によらず審議会等の委員等を委嘱 することができる。
 - (1) 法令の規定により委員等の構成が定められている 場合
 - (2) 認定、判定、推薦等を行うために設置した審議会等で専ら高度な専門性を有する事案又は個人情報等を取り扱う場合
- 3 市は、審議会等の設置に当たっては、委員等の男女 比、年齢構成及び地域構成に配慮しなければならない。
- 4 市は、審議会等の会議については、原則として公開 しなければならない。
- 5 第1項から第3項に定めるもののほか、委員等の公 募については、別に定める。

(意見募集)

- 第28条 市は、次に掲げる事項のうち、市民生活に重 大な影響を及ぼすものについては、市民に当該事項に 関する情報を事前に提供し、意見を求めなければなら ない。
 - (1) 条例の制定、改正又は廃止
 - (2) 計画の策定、変更又は廃止
 - (3) 施策の実施、変更又は廃止
- 2 市は、前項の手続により提出された市民の意見を十 分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対す る市の考え方を公表し、説明しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、意見募集に関する手続 その他必要な事項は、別に条例で定める。

第9章 市政運営

(市政運営の基本)

- 第29条 市は、市政運営に当たり、次に掲げる事項に 十分配慮しなければならない。
 - (1) 市民の福祉の増進に努めるとともに、市民の意見が反映されるよう努めること。
 - (2) 公平、公正を確保し、かつ透明性の高い事務執行に努めること。
 - (3) 最少の経費で最大の効果を上げるよう努めること。
 - (4) 地域における資源を最大限に活用するよう努めること。

- (5) 持続可能な循環型社会を築くよう努めること。
- (6) 行政改革の計画的な推進に努めること。
- (7) 全ての市民が共有できる簡素で分かりやすい行政制度の構築に努めること。
- (8) 市が保有する財産は、次世代に引き継がれる市民 共通の財産であることを認識し、効率的かつ効果的 な管理及び活用に努めること。

(総合計画)

- 第30条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、総合計画を定めるものとする。
- 2 総合計画は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 目指すべき将来の姿を示す基本構想
 - (2) 前号の基本構想を具現化するための施策を定めた 基本計画
 - (3) 前号の基本計画を実現するための事務事業を定めた実施計画
- 3 前項第1号の基本構想及び同項第2号の基本計画 は、議会の議決を経て定めなければならない。
- 4 市は、総合計画をこの条例の自治の基本理念にのっとり策定し実施するとともに、適切な進行管理及び評価に努めなければならない。
- 5 市は、総合計画の達成目標、進捗状況及び評価結果 を市民に分かりやすく公表しなければならない。
- 6 市は、総合計画の策定及び見直しに当たっては、市 民に意見を求めるとともに、市民の参画を求めなけれ ばならない。

(財政運営)

- 第31条 市は、財政基盤の強化を図り、計画的で健全 かつ持続可能な財政運営に努めなければならない。
- 2 市長は、総合計画に基づいて予算を編成し、これを執行しなければならない。
- 3 市長は、予算編成の過程を、市民に分かりやすく説明しなければならない。
- 4 市長は、財政計画、予算の編成、予算の執行、決算 の認定、財産の保有状況その他財政状況に関する資料 を作成し、毎年度公表するとともに、市民に分かりや すく説明しなければならない。

(行政評価)

- 第32条 市は、政策、施策及び事務事業について、効率的かつ効果的に実施するために行政評価を実施しなければならない。
- 2 市は、行政評価の結果を総合計画及び個別計画の進 行管理並びに予算編成に反映させなければならない。
- 3 市は、行政評価に当たっては、市民に分かりやすい 指標等を用いるよう努めるとともに、その結果を公表 しなければならない。

(外部監査制度)

第33条 市は、適正で効率的かつ効果的な市政運営を 確保するため、法令の定めるところにより、外部監査 契約に基づく監査を実施するものとする。

(行政組織)

- 第34条 市長等は、その内部組織の編成に当たり、法 令に定めるもののほか、次に掲げる事項に十分配慮し なければならない。
 - (1) 市民のニーズに的確に対応し、市民にとって分かりやすい組織であること。
 - (2) 効率的かつ機能的な組織であるとともに、社会情勢、環境等の変化にも柔軟に対応できる組織である
 - (3) 市の組織間の相互連携が容易なこと。 (法務行政)
- 第35条 市は、独自の政策を実現し、又は地域の課題 を解決するため、法令の解釈及び運用並びに条例その 他の例規の制定、改正又は廃止に積極的に努めなけれ ばならない。

編 条例符

(行政手続)

第36条 市は、処分、行政指導、届出等に関する行政 手続に関して、法令及び別に条例で定めるところによ り共通の基準を明らかにし、公正の確保、透明性の向 上及び手続の迅速化を図らなければならない。

(職員施策)

- 第37条 市長その他の任命権者は、効率的かつ効果的 な市政運営を実現するとともに、市職員の人材育成を 図るために、市職員の適正な配置を行わなければなら ない。
- 2 市長その他の任命権者は、市職員の人材育成を図る ため、研修制度を充実させるとともに、市職員の自己 研さんの機会の提供に努めなければならない。 (出資団体等)
- 第38条 市は、市が出資、補助、事務の委託又は職員 の派遣を行っている団体に対して、必要に応じて、当 該団体の業務及び財務に関する情報の開示を求めなけ ればならない。
- 2 市は、当該団体に対して、市の出資等の目的が適正 かつ効率的、効果的に達成されるよう要請するととも に、必要な支援を行わなければならない。

(危機管理)

- 第39条 市は、災害等の緊急時に備え、市民の身体、 生命及び財産を守るため、危機管理体制の強化に努め なければならない。
- 2 市は、危機管理体制の強化のため、市民、自主防災 組織その他関係機関との協力及び連携を図らなければ ならない。
- 3 市は、市民による自主防災組織の設立、運営に関して必要な支援を行い、地域の防災力の強化に努めなければならない。

(公益通報)

- 第40条 市職員は、市政の適法かつ公正な運営を妨げ、かつ、市政に対する市民の信頼を損なうような行為のあることを知ったときは、速やかにその事実を公益通報に関する機関に通報しなければならない。
- 2 市は、法令の定めるところにより、市職員等から行われる公益通報を受ける体制を整備するとともに、通報者が通報により不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。

(要望等への対応)

第41条 市は、市民の市政に対する要望、意見、苦情等に対しては、迅速かつ誠実に対応し、市民の権利及び利益の保護に努めなければならない。

第42条 市は、近隣自治体、栃木県及び国との連携を 積極的に図り、広域的なまちづくりに協力するものと する。

(国際交流)

第43条 市は、国際交流の輪を広げ、市民の国際交流 活動の支援に努めるものとする。

第10章 条例の見直し等

(市民会議)

- 第44条 この条例の実効性を高めるとともに適切な運用を図るため、市の附属機関(以下「市民会議」という。)を設置する。
- 2 市民会議は、市民を中心に構成し、公募による委員 を一定数以上含まなければならない。
- 3 市民会議は、次に掲げる事項について検証し、市長 に報告するものとする。
 - (1) この条例の施行状況等及びこの条例の改善に関する事項
 - (2) その他市長が必要と認める事項

- 4 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、報告された事項及び講じた措置について、市民に公表しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、市民会議に必要な事項は、別に条例で定める。

(条例の見直し)

- 第45条 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例の規定を検証し、見直し等必要な措置を講じなければならない。
- 2 市は、前項の検証及び見直し等に関しては、市民会 議のほか、市民の参画の下に行わなければならない。 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。 (この条例に基づき整備が必要な条例等の整備に関する経過措置)
- 2 この条例の施行に伴い整備が必要な条例等は、この 条例の施行の日から3年を超えない範囲で制定し、施 行するものとする。

(審議会等の委員の公募に関する経過措置)

3 この条例の施行の際、現に委員を委嘱している審議 会等については、第27条第1項の規定は、当該審議 会等において現に委嘱している委員の任期終了後新た に委嘱する委員から適用する。

(検討)

4 市は、第14条の趣旨を踏まえ、合併に伴い設置された地域自治区については、恒常的な検証と調整を行い、設置期間経過後においても市民の意向を把握し、まちづくりを推進するより良い仕組みを構築するために、必要な措置を講ずるものとする。

附 則(令和3年条例第64号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第2号)抄 (施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3 栃木市人権施策推進審議会条例

平成22年3月29日 条例第153号

(設置)

第1条 人権尊重の社会づくりに関し、人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、栃木市人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、人権施策の推進に 関する事項を調査審議する。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募による者
- (4) 市議会議員

(平24条例38・令4条例20・一部改正) (仟期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前条第2項第2号又は第4号のうちから委嘱された委員が、当該各号に掲げる職を失ったときは、その任期中においても、委員の職を失うものとする。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の 残任期間とする。

(令4条例20・一部改正)

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選に よって定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集及び会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、必要が あるときは、市長が招集することができる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否 同数のときは、議長の決するところによる。 (部会)
- 第7条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織し、必要に応じて会長が招集する。

(委員以外の者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者 の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、生活環境部人権・男女共同参画課 において処理する。

(平23条例1・平25条例2・一部改正)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関 し必要な事項は、市長が別に定める。

附即

この条例は、平成22年3月29日から施行する。

附則(平成23年条例第1号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附則(平成24年条例第38号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附則(平成25年条例第2号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附則(令和4年条例第20号)

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

4 世界人権宣言

1948 年 12 月 10 日 国際連合第 3 回総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ること のできない権利とを承認することは、世界における自由、正義 及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの諸権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするために最も重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神を持って行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上そ の他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その 他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受 けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享 有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信 託統治地域であると、非自治地域であると、又は他の何ら かの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政 治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もし てはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有 する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制 度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取り 扱い若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人 として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる 差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべ ての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、ま た、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、 平等な保護を受ける権利を有する。

すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権 利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による 効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。 第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事 責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による 公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利 を有する。

第11条

- 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要な すべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従っ て有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有す
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成 しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはな い。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑 罰を科せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほ しいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受 けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対 して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住 する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自 国に帰る権利を有する。

第14条

- すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを 求め、かつ、避難する権利を有する。
- この権利は、もっぱら非政治的犯罪又は国際連合の目的 及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用 することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍を持つ権利を有する。
- 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍 を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限 をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有す る。成年の男女は、婚姻中及びそ の解消に際し、婚姻に関 し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成 立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社 会的及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有す る権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有 する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単 独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事 礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を 含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。 この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並 びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかか わりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含 む。

第20条

- すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利 を有する。
- 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通 じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利 を有する。
- 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならな い。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明され なければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるも のでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自 由が保障される投票手続きによって行われなければならな 11

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有 し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の 組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な 発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権 利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利 な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利 を有する。
- 2 すべての人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の 勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳 にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、 かつ、必要な 場合には、他の社会的保護手段によって補充 を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇を持つ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子は、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。 すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保 護を受ける。

第26条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なく とも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければ ならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術 教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければな らず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者に ひとしく開放されていなければならない。

- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の 尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国 又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友 好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活 動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化的生活に参加し、芸術を 鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有 する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現 される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合 の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

5 日本国憲法(抄)

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国 を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的 なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、 他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第三章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

- 第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。
- 第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、 国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の 福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。
- 第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
- 第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、 性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社 会的関係において、差別されない。
- ② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- ③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴は ない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受け る者の一代に限り、その効力を有する。
- 第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民 固有の権利である。
- ② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

- ③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障 する。
- ④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。
- 第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又 は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に 請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいか なる差別待遇も受けない。
- 第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたと きは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その 賠償を求めることができる。
- 第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪 に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。
- 第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。
- 第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- ② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- ③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。
- 第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- ② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
- 第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転 及び職業選択の自由を有する。
- ② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。
- 第二十三条 学問の自由は、これを保障する。
- 第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が 同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、 維持されなければならない。
- ② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。
- 第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活 を営む権利を有する。
- ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
- 第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- ② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する 子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。
- 第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- ② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- ③ 児童は、これを酷使してはならない。
- 第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。
- 第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。
- ② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- ③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

- 第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を 負ふ。
- 第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その 生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられ ない。
- 第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。
- 第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、 権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪 を明示する令状によらなければ、逮捕されない。
- 第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護 人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁され ない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要 求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出 席する公開の法廷で示されなければならない。
- 第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。
- ② 捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。
- 第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれ を禁ずる。
- 第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。
- ② 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分 に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証 人を求める権利を有する。
- ③ 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を 依頼することができる。被告人が自らこれを依頼すること ができないときは、国でこれを附する。
- 第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。
- ② 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。
- ③ 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。
- 第三十九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無 罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。 又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。
- 第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第十章 最高法規

- 第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、 人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これ らの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民 に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたも のである。
- 第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に 反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の 全部又は一部は、その効力を有しない。
- ② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。
- 第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

6 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(目的)

平成12年12月6日公布施行

- 第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の 高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による 不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護 に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発 に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国 民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、 もって人権の擁護に資することを目的とする。 (定義)
- 第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。(基本理念)
- 第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本 理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教 育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責 務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び 人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有 する。 (国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるととも に、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めな ければならない。

(基本計画の策定)

- 第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合 的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発 に関する基本的な計画を策定しなければならない。 (年次報告)
- 第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及 び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなけれ ばならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年 度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策につ いて適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第百二十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

7 栃木県人権尊重の社会づくり条例

(平成15年栃木県条例第2号)

人権は、人間の尊厳に由来する固有の権利である。 人権尊重を基本原理とする日本国憲法の下に、人種、信 条、性別、社会的身分、門地等による不当な差別その 他の人権侵害が行われることなく、すべての人々が人 権を享有し、自律した存在としてそれぞれの幸福を最 大限に追求することができる平和で豊かな社会の実現 は、県民すべての願いである。

また、ふるさと栃木県が、国際化、情報化、高齢化をはじめとする社会情勢の変化に的確に対応しつつ、真に調和のとれた平和で豊かな地域社会として、今後とも活力ある発展を続けていくためにも、私たち一人一人が、自分の人権のみならず他人の人権についても正しい理解を持つとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合い、人権の共存を図っていくことが不可欠である。

ここに、私たちは、基本的人権を保障した日本国憲法の精神に従い、すべての県民の人権が尊重され、人権の共存が図られる人権尊重の社会づくりにたゆまぬ努力を傾けていくことを決意し、この条例を制定する。(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権尊重の社会づくりを総合的に推進し、もってすべての県民の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

- 第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の 社会づくりに関する施策を総合的に策定し、及び実施 する責務を有する。
- 2 県は、人権尊重の社会づくりに関する施策を策定し、 及び実施するに当たっては、国及び市町村と緊密な連 携を図るように努めなければならない。 (県民の責務)
- 第3条 県民は、相互に人権を尊重しなければならない。 2 県民は、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場に おいて、人権尊重の理念に対する理解を深め、人権意 識の高揚に自ら努めるとともに、県が実施する人権尊 重の社会づくりに関する施策に協力するように努めな ければならない。

(県と市町村との協力)

第4条 県及び市町村は、それぞれが実施する人権尊重 の社会づくりに関する施策に関し、相互に協力するも のとする。

(施策の基本方針)

第5条 知事は、人権尊重の社会づくりの総合的な推進 を図るため、人権尊重の社会づくりに関する施策の基 本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければ ならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 人権尊重の社会づくりに関する基本的方向
- (2) 人権意識の高揚を図るための施策に関する基本的事項
- (3) 人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりの ための重要事項
- 3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、栃木県人権施策推進審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを 公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。 (栃木県人権施策推進審議会)
- 第6条 前条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定によりその権限に属させられた事務を処理し、及び知事の諮問に応じ、人権尊重の社会づくりに関する重要事項を調査審議するため、栃木県人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、前項に規定するもののほか、人権尊重の社会づくりに関し必要と認められる事項について、知事に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員25人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者、県議会の議員、市町村 の長及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命 する。
- 5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期 は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 省略

附則

- 1 この条例は平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に栃木県水防協議会、栃木県立 図書館協議会、栃木県固定資産評価審議会、栃木県地 方薬事審議会、栃木県職業能力開発審議会、栃木県開 発審査会、栃木県立美術館評議員会、栃木県文化財保 護審議会、栃木県立博物館協議会、栃木県障害者施策 推進審議会、栃木県環境審議会、栃木県事業認定審議 会、栃木県男女共同参画審議会、栃木県人権施策推進 審議会、栃木県景観審議会、栃木県人権施策推進 審議会、栃木県文化振興審議会、栃木県青少年健全育成審 議会、栃木県文化振興審議会若しくは栃木県スポーツ 推進審議会の委員、栃木県社会教育委員又は栃木県い じめ問題対策委員会、栃木県薬物指定審査会若しくは 栃木県障害者差別解消推進委員会の委員に任命され、 又は委嘱されている者の任期については、なお従前の 例による。

○栃木市民憲章

令和2年 | 0月 | 0日制定

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が 息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい 平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- I 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- I 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- I 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- I 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

○「障害」と「障がい」の表記について

「障害者」の「害」の表記には、否定的な意味もあり、不快を感じることがあると考えられる ため、本プランでは、「障害」は「障がい」と表記することとしています。ただし、法律用語や 固有名詞などについては、その限りではありません。

○用語について

本文中の「*」は、「資料編 用語解説」に記載があることを示しています。







大平かり三年も日科会















学人

令和5年度小学生人権書道コンテスト優秀作品

(主催 宇都宮地方法務局栃木支局・栃木人権擁護委員協議会)

栃木市生活環境部人権·男女共同参画課

〒328-8686 栃木市万町9番25号

TEL 0282-21-2161 FAX 0282-21-2692



ホームページ https://www.city.tochigi.lg.jp